

令和6年（2024年）3月11日

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
1	入札条件 （特に定めた条件）		2					出来高について	この業務に係る令和6年度の支払いは50,000,000円を限度とし、次年度以降の支払いについては技術提案により決定すると記載されている。 ・要求される出来高はありますか。	県が要求水準書において求める年度ごとの設計及び工事の出来形はなく、年度ごとの出来高予定額は技術提案書に基づき決定されます。
2	入札説明書	1	I	5		⑨		入札公告書類 （開示資料）	本件に関する開示可能な資料はどのような資料がございますでしょうか。開示時期と合わせてご教示ください。	開示資料の内容及び開示時期については守秘義務対象開示資料提供申込書の提出者に対して開示している開示資料一覧をご確認ください。なお、その内、公告時に開示するとしていた「用地交渉に係る経緯等説明資料」及び「連絡管の接続に係る留意事項等説明資料」は参加資格確認結果の通知に合わせて開示することとします。
3	入札説明書	2	I	6		⑨		開示資料	貴県で過年度に実施された下記業務の成果品開示を希望いたします。 ●令和4年度〔第34-P5335-08号〕ふじさん工業用水道事業（東駿河湾）岳南導水管ポンプ場設置工事に伴う測量業務委託 ●令和4年度〔第34-P5335-08号〕ふじさん工業用水道事業（東駿河湾）岳南導水管ポンプ場設置工事に伴う地質調査業務委託	技術対話の参加者に対して情報開示を予定しています。
4	入札説明書	3	I	7	(3)			技術ノウハウを有する人材の確保と定着	「不足する県人員を補完する体制を構築する」とありますが、貴県職員退職者を構成企業または特別目的会社で雇用する場合、一定期間を置かないと雇用出来ない等、県側の規定等があればその内容をご教示願います。	規定等はありませんが、再就職先に有利となるような現職の職員に対する働きかけや営業行為が規制されており、県民からの疑念を持たれないよう、退職者側、雇用者側で意識するよう求められています。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
5	入札説明書	3	I	7	(3)				技術ノウハウを有する人材の確保と定着	「不足する県人員を補完する体制を構築する」とありますが、貴県職員退職者を構成企業または特別目的会社で雇用する場合、本人の意思次第で雇用可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、再就職先に有利となるような現職の職員に対する働きかけや営業行為が規制されており、県民からの疑念を持たれないよう、退職者側、雇用者側で意識するよう求められています。
6	入札説明書	8	II	4	(1)	②			工事費	（ただし、当該会計年度の支払限度額以内に限る。）とありますが、ここで言う支払限度額とは何を意味するのでしょうか。	支払限度額とは、設計・施工請負契約書（案）の第44条に規定する、「各会計年度における設計・施工請負代金額及び工事費の支払いの限度額」を指します。
7	入札説明書	8	II	4	(1)	②			工事費	工事費とは、本工事費内に新ポンプ場以外の施設に施設改良費を計上し、合理的な運転を行うための工事を実施しようと考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご想定の実施の実施は、原則として、本事業の対象外です。ただし、事業費全体の低減に資する新ポンプ場以外の施設改良工事の提案可能性がある場合には技術対話にて実施可否を協議することは可能です。なお、県が当該施設改良工事の実施を認める場合にも予定価格の増額変更は行わないことにご留意ください。
8	入札説明書	8	II	4	(2)	②			サービス対価B	「県の承認を得た後」とありますが、承認を行う予定としては、R12年9月頃と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	令和12年9月が令和13年度の県の予算作成時期を指していると理解し、回答します。県が承認を行う時期は令和12年9月頃に限りません。長期包括運営委託契約書（案）の第25条に従い、運転・維持管理完了日の14日前までに提出し、県の承認を受けてください。
9	入札説明書	9	II	4	(2)	④			サービス対価の内訳	サービス対価Aの「その他諸経費等」は「上記いずれにも該当しないその他諸経費等」とありますが、「事業者の利益」も含まれるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の利益は、利益を見込む費目に応じて分類してください。
10	入札説明書	10	II	5					提案不履行時のペナルティ	定性的な提案に対して不履行の判断基準が難しいものもあると思いますが、ある程度明確なものや数値的なものが対象と考えて宜しいでしょうか。	原則として、設計・施工業務に係る技術審査点に関係する全ての提案事項が対象となります。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
11	入札説明書	10	II	5					提案不履行時のペナルティ	「運転・維持管理業務に係る提案事項が不履行となった場合の措置は、モニタリング基本計画書に従うものとする」とあります。モニタリング基本計画書には、要求水準未達の場合の措置のみが規定されておりますが、運転・維持管理業務に係る提案不履行時にも同様の措置が適用されるのでしょうか。	運転・維持管理業務に係る提案不履行があった場合には、設計・施工業務とは異なり、モニタリング基本計画書に従い、提案不履行の内容に応じて、レベル1（軽微な違反）における「業務の怠慢」又はレベル2（業務の未実施）の認定の対象となります。
12	入札説明書	10	II	5					提案不履行時のペナルティ	ペナルティとして徴収される金額について、記載された算定式の「工事請負事業者が本事業の技術審査時に付与された当該評価項目（小項目）の技術審査点－不履行となった事項の提案がなければ工事請負事業者が本事業の技術審査時に本来付与されるはずであった当該評価項目（小項目）の技術審査点」を算出するためには、提案項目毎に加算された技術審査点が必要になると思いますが、これは審査結果等として開示されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。審査講評として公表予定です。
13	入札説明書	10	II	7					特別目的会社に係る取り扱い	特別目的会社の形態は問わないという理解でよろしいでしょうか(株式会社、合同会社、合資会社、合名会社等の形態でもよいでしょうか)。	ご理解のとおりですが、本事業に対する構成企業（出資者）の責任範囲が、特別目的会社を設立しない場合や特別目的会社の形態の違いによって変わるものではないことにご留意ください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
14	入札説明書	10	Ⅱ	8					その他	本事業とは別に静清工業用水道事業の一部施設の管理業務を単独特命随意契約にて委託する可能性について、開示済みの仕様書（案）を踏まえて参考見積書を提出することになっていますが、事業開始以降に仕様書（案）に示される業務従事者の資格などについて協議や内容の見直しなどに応じてもらうことは可能でしょうか。また、協議内容によっては、契約を断ることも可能でしょうか。	本事業開始後に業務従事者の資格要件や仕様等の変更について必要に応じて協議に応じます。なお、合理的な範囲で本事業の落札者が受託しないと判断を行うことは妨げませんが、県としては、本事業と併せた受託による効率化を期待しています。
15	入札説明書	12	Ⅲ	1	(1)	⑤			入札参加者の構成	特別目的会社を設立する場合、出資比率の制約はないという理解で正しいでしょうか（代表企業が最大出資者でなければならない等）。	ご理解のとおりです。構成企業の出資比率の制約はありません。ただし、落札者決定基準の審査の視点に記載のとおり、県が、出資比率と事業の実施方針の整合性や議決権株主間の意見調整や迅速な意思決定が可能な仕組みとなっているかを審査することにご留意ください。
16	入札説明書	17	Ⅲ	1	(3)	③	イ	(イ)	ポンプ設備責任者の常駐必要性	ポンプ設備の責任者は常駐の必要はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	入札説明書	18	Ⅲ	2	(1)				著作権	「落札者の提出書類の著作権は、事業契約の締結により県に使用承諾が付与されている」とありますが、落札者の提出書類の公開範囲については、落札者と協議が行われるとの理解でよろしいでしょうか。	原則としてご理解のとおりです。
18	入札説明書	24	Ⅳ	3	(2)	⑤			技術対話	技術対話での確認事項、議事録は、発注者と入札参加者の間で書面を交わすことでよろしいでしょうか。また、その内容については、契約図書の一部として取り扱い頂くことを希望します。	技術対話の記録を、基本契約で用語を定義している「入札説明書等」として取り扱うことで差し支えありません。なお、技術対話の記録方法の詳細は、参加資格確認の通過者に個別に通知します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
19	入札説明書	24	IV	3	(2)	⑤			技術対話	技術対話結果を踏まえた公表資料への疑義事項と回答、変更内容等については、公平性の観点から対話終了後に速やかに公表頂くことを希望します。ただし、提案内容に関わる事項については事前に入札参加者に確認いただくか、非公表として頂きますようお願い致します。	技術対話の記録については、原則として、全ての技術対話の終了後、参加資格確認を通過した全ての入札参加者に共有します。ただし、提案内容に関わる事項については、例外として共有対象外とします。
20	入札説明書	25	IV	3	(2)	⑥	ウ		入札・開札	再度の入札（2回目の入札）でも落札者がいない場合で、最も低い入札価格と予定価格との差額が予定価格の5%以下で随意契約に移行する場合の取扱いについて確認させて下さい。 2回目の入札価格が予定価格を5%以下で超過した入札者が複数いる場合で、技術審査点が最高評価値であった者から徴した見積価格が予定価格を上回った場合は、次点の物から見積書を徴し、その見積価格が予定価格以下の場合はその者と契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。	技術審査点が最高評価値であった者から徴収した見積価格が予定価格を上回る場合には、その者と契約は締結せず、また、次点の者からは見積書を徴収することはせず、本事業に係る入札を中止します。
21	要求水準書	2	1	3					用語の定義	契約書等に明記がない場合の書類等を発注者／監督員が受領してからの承認／確認を頂けるまでに要する日数をご教示願います。	設計・施工請負契約第1条第7項、長期包括運営委託契約第1条第4項の緊急やむを得ない事情がある場合に準じて、原則として7日以内としますが、これによりがたい場合には別途通知することとします。
22	要求水準書	2	2	1	1				事業の概要	（事業者の運転資金を除く。）と記載がありますが、が「運転資金」とは具体的に何を指しているのでしょうか。	設計・施工請負契約及び長期包括運営委託契約に示す県から事業者への対価等の支払の前に、事業者が委託先への支払等を行う際に必要となる資金を指します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
23	要求水準書	2	2	1	3				<p>運転・維持管理業務開始日が前倒しの場合の費用</p>	<p>新ポンプ場が令和 11 年 3 月 31 日より早く完成した場合は、完成日の翌日から運転・維持管理業務を行うこととなりますが、完成日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日までの運転・維持管理業務に係る費用は貴県の負担で、別途支払いされるという理解でよろしいでしょうか。また、完成時期は事業者の提案ということでしょうか。</p>	<p>技術提案書の提出時点で、運転・維持管理業務の開始を令和 11 年 3 月 31 日以前に前倒しすることが提案されている場合、新ポンプ場等の完成日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日までの運転・維持管理業務に係るサービス対価は、入札金額に含まれるものとします。なお、その場合でも、予定価格の見直しは行いません。</p> <p>また、設計・施行业務開始後に、運転・維持管理業務の開始を令和 11 年 3 月 31 日以前に前倒しすることとなった場合には、新ポンプ場等の完成日の翌日から令和 11 年 3 月 31 日までの運転・維持管理業務に係るサービス対価は別途県が負担します。新ポンプ場等の完成日を前倒しするかは、工事請負事業者の提案とします。</p> <p>ただし、上記のいずれの場合にも、前倒し期間によっては、浄水発生土量への影響を踏まえて浄水発生土有効利用事業との調整が必要となるため、前倒し可能かどうかは県との協議事項とします。</p>
24	要求水準書	8	3	3					敷地条件	<p>NEXCO 中日本や東海旅客鉄道との協議の結果、施工条件（作業時間、工法等）に制約が生じ工事費が増加する場合、設計変更対象として認めていただける理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>実施方針に対する質疑回答 No. 130、132 のとおり、参加資格通知後に事前協議を可能としていることから、設計変更の対象とはしません。</p>
25	要求水準書	8	3	3					敷地条件	<p>施工業務着手後の掘削時に埋蔵文化財調査を行い、事業者が事前に予測することができなかった埋蔵文化財が発見された場合、事業者のリスク負担はないという認識でよろしいでしょうか。（事業者による費用負担、工期延伸を認めてもらえるのか、工期延伸に伴う費用の増加等）</p>	<p>施工業務着手後に、事業者が事前に合理的に予見することができなかった埋蔵文化財が発見された場合は県のリスク負担とし、必要に応じて履行期間又は設計・施工請負代金額の変更を行います。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
26	要求水準書	8	3	3					敷地条件	事業予定地は埋蔵文化財包蔵地に近接し、設計段階において県を通じて静岡県文化財課に照会を行うこととなっていますが、貴県や富士市との事前協議は可能でしょうか。	県（企業局）を通じて事前協議を行うこととします。技術対話の前に、事前協議したい内容を取りまとめて、「技術対話に係る事前質問書（様式3-1）」（様式自由で付属書類の添付も可）を提出してください。
27	要求水準書	8	3	3					敷地条件	水路切り回しをする場合は、富士市との払下げ手続きが必要との記載がありますが、貴県や富士市との事前協議は可能でしょうか。	県（企業局）を通じて事前協議を行うこととします。技術対話の前に、事前協議したい内容を取りまとめて、「技術対話に係る事前質問書（様式3-1）」（様式自由で付属書類の添付も可）を提出してください。
28	要求水準書	9	3	4					事前調査	「工事請負事業者は、開示資料等を参考に設計・施工の条件を整理するものとするが、不足する調査（土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査を含む。）については、工事請負事業者の責において実施すること。」との記載がありますが、貴県や富士市との事前協議は可能でしょうか。	県（企業局）を通じて事前協議を行うこととします。技術対話の前に、事前協議したい内容を取りまとめて、「技術対話に係る事前質問書（様式3-1）」（様式自由で付属書類の添付も可）を提出してください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
29	要求水準書	9	3	6	2				運転開始年月日	「令和11年3月31日より早く新ポンプ場等が完成した場合は、その翌日から開始する。」とありますが、令和11年3月31日より早く運転開始した場合、早期開始により追加となる維持管理業務費は契約の増額変更を認めていただけるとの認識でよろしいでしょうか。また、予定価格の上限には含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	技術提案書の提出時点で、運転・維持管理業務の開始を令和11年3月31日以前に前倒しすることが提案されている場合、新ポンプ場等の完成日の翌日から令和11年3月31日までの運転・維持管理業務に係るサービス対価は、入札金額に含まれるものとします。なお、その場合でも、予定価格の見直しは行いません。また、設計・施工業務開始後に、運転・維持管理業務の開始を令和11年3月31日以前に前倒しすることとなった場合には、新ポンプ場等の完成日の翌日から令和11年3月31日までの運転・維持管理業務に係るサービス対価は別途県が負担します。新ポンプ場等の完成日を前倒しするかは、工事請負事業者の提案とします。ただし、上記のいずれの場合にも、前倒し期間によっては、浄水発生土量への影響を踏まえて浄水発生土有効利用事業との調整が必要となるため、前倒し可能かどうかは県との協議事項とします。
30	要求水準書	10	3	6	6	(1	2)		性能基準	原水槽の流入水は無薬注のため、原水に起因するコンクリートの劣化や腐食要因は無いと考えます。水張試験等で水密性を確認できれば、原水槽の内面に防水・防食塗装は不要と考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	要求水準書	10	3	6	6	(1)	2)		性能基準	原水槽の構造形式（RC、PC、SUS製等）並びに屋根型式（屋根なし開放型、屋根有密閉型）につきまして、要求水準書では制約事項は無いとお見受けいたします。事業者提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、水道施設耐震工法指針・解説（2022年版）に基づき、要求性能を満足する構造形式としてください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
32	要求水準書	10	3	6	6	(1)	2)		性能基準	原水槽は、高さが 8m を超える高架水槽なので工作物申請の対象と認識しております。その根拠より、原水槽の設計における設計水平震度を 1.2 倍にしなくても良いと考えますが、その解釈でよろしいでしょうか？	建築主事に確認の上、適正に対応してください。
33	要求水準書	11	3	6	6	(2)	1)		共通の要件	「耐震性能として、重要度区分ランク A1 の要求性能を満足する。」とありますが、水道施設耐震工法指針・解説（2022 年版）I 本編 P188 により、建築物は設定された重要度係数を満足する必要があると考えます。当該建築施設の耐震安全性の分類はⅡ類でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	要求水準書	11	3	6	6	(2)	1)	①	共通の要件	外部からの第三者の侵入を防止する機能の確保とは、ポンプ場外周の門・柵・塀で対策でよいでしょうか。または建物での対策は施錠以上に必要であればご教示ください。	ご理解のとおりです。施錠以上の対策等は、適宜、ご提案ください。
35	要求水準書	11	3	6	6	(2)	1)	③	共通の要件	設備概要等がわかるパネル、館内案内図の設置とはポンプ棟のみの情報でよいでしょうか。また設置場所・個所数をご指示ください。	提案によるものとします。
36	要求水準書	11	3	6	6	(2)	1)	⑦	共通の要件	棟名称の表示とありますが、仕様・大きさ・設置位置・個所数をご指示ください。	提案によるものとします。
37	要求水準書	11	3	6	6	(2)	2)		表 3.2 必要諸室の一覧	「玄関・廊下にセキュリティー対策を施すこと」と記載がありますが、具体的な対策についてご教示ください。	基本的な対策としては、施錠及び棟内侵入時の警報装置の設置を想定していますが、適宜、ご提案ください。
38	要求水準書	12	3	6	6	(3)	1)		目的	新ポンプ場の流入管と流出管は、岳南 2 系導水管（φ2, 200mm）から分岐しますが、岳南 2 系導水管の流入分岐～流出分岐までの既設管は、使用しないまたは撤去することが可能でしょうか。	新ポンプ場運用後は通常使用しませんが、新ポンプ場にて運転停止等の緊急時には、一時的に現在の水運用となることも想定されますので、撤去することはできません。また、この切替のため 2 系導水管の流入分岐と流出分岐の間に制水弁が必要になります。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
39	要求水準書	12	3	6	6	(3)	1)		目的	新ポンプ場から厚原浄水場までの岳南 2 系導水管(φ 2, 200m)の既設管の設計水圧についてご教示下さい。質問の目的は、新ポンプ場導水ポンプの最高圧力を許容できるか確認するためです。	既設管の詳細設計書が保存されていないため、その他の資料等を基に、以下に参考情報としてご回答します。 揚程 70mとしている資料が残っていますが、衝撃圧を考慮した記載は確認できません。既設の制水弁の銘板に常用圧力 7.5kg/cm ² 、試験圧力(胴体) 14kg/cm ² 、試験圧力(弁座) 10kg/cm ² の記載があります。
40	要求水準書	12	3	6	6	(3)	2)		性能基準	露出部・水中部でフランジ接合を用いる際、ネックフランジまたは板フランジ等の仕様をご教示ください。	提案によるものとします。
41	要求水準書	12	3	6	6	(3)	2)		性能基準	止水機能について、既設岳南 2 系導水管の分岐箇所近傍に限定しないで、岳南 2 系導水管流入分岐箇所から原水槽の間、ポンプ棟から岳南 2 系導水管流出分岐の間に止水機能があれば問題ないと考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	工業用水道施設設計指針・解説に則り、分岐部近傍に設置してください。
42	要求水準書	13	3	6	6	(4)			機械設備	ポンプ場停電時において自家発故障が発生した場合、稼働できる機械設備はなくなります。そのような場合において、特殊電源(無停電電源・直流電源)による最低限稼働させるような機械設備はないとの考えでよろしいでしょうか。	該当する機械設備はありません。ただし、計装設備、監視設備等の電気設備についてはご留意ください。
43	要求水準書	13	3	6	6	(4)	1)	イ)	流入流量調整弁	「流入流量調整弁を原水槽への流入前に設置する」との記載があります。流入流量調整弁が流量計の下流側に 1 台設置するように考えますが、バイパス配管側にも必要でしょうか。	不要です。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
44	要求水準書	13	3	6	6	(4)	2)	ア)	ポンプ設備	ポンプ効率に関して標準的効率値のお考えはありますでしょうか。ある場合は何%でしょうか。	要求水準書において要求しているポンプ効率はなく、3.1 新ポンプ場等整備の目的に記載の「施設更新費を削減するとともに動力費のさらなる削減を図る」ことができるように、計画水量送水時と通常運用時の水量を考慮し、ポンプを選定してください。なお、使用点を最高効率点とすることが考えられますが、今回のポンプ場においては導水量に幅があるため、県としても、技術対話において技術対話の参加者から提案の方向性についてお考えを伺い、対話したいと考えています。
45	要求水準書	13	3	6	6	(4)	2)	イ)	流入流量調整弁	岳南地区（原水）ユーザー企業側の使用量の変動幅と流入流量調整弁上流側の圧力を教えてください。	前者は技術対話の参加者に対して情報開示を予定しています。 後者は基本設計に記載された数値を参考にして検討してください。
46	要求水準書	14	3	6	6	(5)	2)	②	自家発電設備	「近隣住民への配慮のため、騒音値は静岡県生活環境の保全等に関する条例に準じること。」という記載に関し、実施方針等に関する質問・意見に対する回答 161, 162, 163 の回答も踏まえ、今回事業で建設する設備が同条例の対象にならず、特定施設の届出を要さない場合は、同条例に規程の騒音規制値は加味しなくても良いという理解でよろしいでしょうか。 或いは、同条例の対象該非に関わらず、本事業として同条例の第 2 種区域に該当する騒音規制値を要求水準として達成する必要があるということでしょうか。	前段について、特定施設の届出を要さない場合には、ご理解のとおりです。 後段について、静岡県生活環境の保全等に関する条例の対象とならない場合、同条例に示す騒音規制値の達成は求めません。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
47	要求水準書	15	3	6	6	(8)		その他（門柵塀、場内舗装、雨水排水、給排水設備）	ポンプ場内の外灯設備計画について、外灯の設置が必要となる部位および要求照度についてご教示ください。また、外灯の仕様について必要な機能がありましたらご教示ください。	ご提案によるものとします。
48	要求水準書	15	3	6	6	(8)	2)	門柵塀	車両退避場所について、要求水準書（案）から「市道側（北側）の」という文言が削除されましたが、市道側には門（車両出入口）は不要という理解で良いでしょうか。	門扉の位置は市道側（北側）に限定しないため、当該部分を削除しました。門扉及び車両待避所の位置は、新ポンプ場敷地内への出入りの利便性等を考慮し、ご提案ください。
49	要求水準書	16	3	6	6	(10)	2)	性能基準	本件で接続が必要となる既設管の管種・管径・管厚をご教示ください。	<p>【連絡管】</p> <p>導水管 1 系～滝戸線連絡管 鋼管、管径 1500mm、管厚 14mm 岳南導水管 2 系 鋼管、管径 2200mm、管厚 19mm</p> <p>【富士川浄水場内連絡管】</p> <p>岳南導水管 1 系連絡管 ダクタイル鋳鉄管 K 形、管径 700mm 岳南導水管 2 系鋼管、管径 2200mm、管厚 19mm</p> <p>ダクタイル管の管厚は日本ダクタイル鉄管協会発行の便覧を参照してください。</p>
50	要求水準書	16	3	6	6	(10)	2)	性能基準	本件の接続は断水で施されると考えられますが、各所での断水区間（管径・延長・バルブ位置）をご教示ください。	技術対話の参加者に対して情報開示を予定しています。
51	要求水準書	16	3	6	6	(10)	2)	性能基準	新ポンプ場前での接続においては不平均力対策を考慮する必要はあると考えコンクリート防護を検討しますは、近接施工における制約等はございますでしょうか。	「都市部近接施工ガイドライン（日本トンネル協会）」等に準じてご判断ください。また、技術対話において説明します。
52	要求水準書	16	3	6	6	(10)	2)	性能基準	潤井川右岸・新ポンプ場前での施工においては NEXCO 殿との近接協議が必要かと考えます。FEM の必要となった場合は、本件の業務対象外という理解でよろしいでしょうか。	既往の基本設計においては、必要ないものとして整理されていますので、設計時、ご留意ください。必要となった場合は、設計変更について協議に応じます。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
53	要求水準書	16	3	6	6	(10)	2)		性能基準	導水管連絡管の工事費算出においては、著しく検討条件が不足しております。土質調査・湧水対策・水路取り壊し・河川協議等の条件を開示資料としてご提供ください。	開示可能な情報はありません。
54	要求水準書	17	3	6	6	(10)	2)		性能基準	連絡管の運用・維持管理に留意して、適宜、バルブ等を設置することと記載がありますが、これまでの設置基準等ございましたらご提示ください。	要求水準書 2.2.2. 基準、指針等の「工業用水道設計指針・解説」「工業用水道維持管理指針」等の基準によるものとします。
55	要求水準書	17	3	7	1	④ ⑤			留意事項	④では「詳細設計に対する検査員による検査は、原則、詳細設計報告書の内容が本書及び技術提案書に示す水準を満たしているか否かについて行う。」と記載されています。一方、⑤では「施工業務着手前に、詳細設計報告書を提出し、監督員の確認を受け、承認を得ること」と記載されておりますので、詳細設計報告書は施工業務着手前に、監督員の確認、承認を受けるとともに検査員の検査も必要という認識でよろしいでしょうか。	詳細設計報告書は、施工業務着手前に監督員による確認を受けて承認を得るとともに、施工業務の進捗を踏まえて詳細設計報告書の内容が確定した時点で検査員による検査を受けることとしています。
56	要求水準書	18	3	7	3	(2)	⑥		工事費内訳書	詳細設計報告書にて提出する工事費内訳書の作成に当たっては、実施設計で求めた数量に提案時に採用した単価を乗じ、必要な諸経費を加えたものを入札額として作成するものと考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、技術提案書の提出時点では、採用した単価の提示は不要です（なお、提示を妨げるものではありません）。
57	要求水準書	18	3	7	3	(2)			詳細設計報告書⑥工事費内訳書	詳細設計報告書の提出物である⑥工事費内訳書のフォーマットや作成方法は事業者の提案に基づき、協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。設計・施工業務の開始後に必要に応じて行う物価スライド協議に適した内訳書を作成してください。
58	要求水準書	18	3	7	3	(2)			詳細設計報告書⑥工事費内訳書	詳細設計報告書の提出物である⑥工事費内訳書は、22 ページに記載されている請負代金内訳書と同一の書類との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正し、工事費内訳書に統一することとし、技術対話終了後に公表します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
59	要求水準書	18	3	8	1	①		施工業務の留意事項	工事請負事業者は工事の進捗、現場管理の状況等を県に毎月報告すると記載されています。本報告は、要求水準書 22 ページの提出書類一覧に記載されている【工事工程月報】を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	要求水準書	18	3	8	1	②		施工業務の留意事項	「工事請負事業者は着工に先立ち、技術対話において県から説明する地権者との協議状況も踏まえ、近隣の調査等を十分に行い、理解と協力を得て円滑な進捗を図ること。」とありますが、地権者との協議事項によって、要求水準書記載事項から変更が発生するのは設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	要求水準書は、現時点での地権者との協議状況（技術対話にて県から説明します）を踏まえた内容であるため、今後の地権者との協議において、県が技術対話において説明していなかった内容が生じた場合に限り、設計変更の対象とすることについて協議に応じます。
61	要求水準書	21	3	10				連絡管の通水作業	通水作業及び洗管は貴県による実施と費用負担であると認識しております。「工事請負事業者は県の要請に応じて通水作業及び洗管に協力すること」と記載されていますが、具体的にどのような協力を想定されているのでしょうか。	通水作業時は県側が主体となり実施しますが、通水作業時のバルブ操作や水替作業の補助、交通誘導員の配置を想定しています。
62	要求水準書	21	3	10				連絡管の通水作業	「通水作業及び洗管は、原則、県にて行うが工事請負事業者は県の要請に応じ通水作業及び洗管作業に協力すること」と記載されています。 ・連絡管とは、どの部分を指すものでしょうか。 ・また、想定される作業内容、日数をご教示願います。	前段の連絡管は、本業務にて設計・施工を行う管路区間です。 後段の想定される作業内容は通水作業時のバルブ操作や水替作業の補助、交通誘導員の配置を想定しています。なお、日数については県側にて通水作業時まで「通水計画」を作成し、これにより日数が決定します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
63	要求水準書	22	3	12					提出書類	表 3-4 の設計・施工業務に係る提出書類一覧において、工事工程月報の提出期限が「翌月速やかに」と記載されています。具体的には翌月何営業日を想定されているのでしょうか。	毎月 10 日まで（当該日が休日・祝日に当たる場合はその前営業日まで）に提出してください。要求水準書を修正し、技術対話終了後に公表します。
64	要求水準書	23	3	12					表 3.4 設計・施工業務に係る提出書類一覧	施工業務に「運転マニュアル」とありますが、新ポンプ場各種設備における取扱説明書という理解でよろしいでしょうか。	運転マニュアルの内容は、取扱説明書にとどまらず、運転・維持管理事業者が当該マニュアルを参照して運転管理を行うことができるものとしてください。
65	要求水準書	24	3	14	1				設計・施工業務の責任者	「工事請負事業者は、設計・施工業務に関する窓口となる責任者を定め、氏名その他必要な事項を書面にて県に通知すること。責任者を変更したときも同様とする。」とありますが、当該責任者に関する要件は特に無いという理解でよろしいでしょうか。	設計・施工業務の責任者は、設計・施工業務に関する窓口を適切に務めることができる限りにおいて、要件はありません。
66	要求水準書	25	3	14	3	(2)			品質証明員	「当該工事に従事していない当該構成企業の者とし、10 年以上の現場経験を有し、技術士もしくは当該工種に係る 1 級施工管理技士等の資格を有するものとする。」とありますが、工種ごとに配置が必要でしょうか。応募グループとして、複数工種の該当資格を有する者が、複数工種兼任で配置することは認められるでしょうか。	前段は工種ごとの配置が必要です。後段は兼任可能です。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
67	要求水準書	25	3	14	3	(2)			品質証明員	「当該工事に従事していない当該構成企業の者とし、10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは当該工種に係る1級施工管理技士等の資格を有するものとする。」とありますが、「当該工事に従事していない」というのは、業務計画書や施工計画書等に記載の配置技術者や担当者以外の者を指すという理解でよろしいでしょうか。配置技術者や担当者の直接の上長は認められるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	要求水準書	26	4	1	1				運転・維持管理期間	第1期での水量調整に使用する施設は現在建設中で令和6年度から県が運転方を規定していくと思われませんが、その運転方についてのマニュアルはいただけるかの判断でよろしいですか。	ご理解のとおりです。
69	要求水準書	37	4	1	3				表4.5 運転・維持管理業務一覧	「表4.5 運転・維持管理業務一覧」のうち、新ポンプ場の水質管理は対象外となっています。新ポンプ場の建設にあたり、水質計器類は不要と理解してよろしいでしょうか。水質確認項目があれば、要求水準にてお示し頂くようお願い致します。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	37	4	2					原水水質の引き渡し条件を逸脱した場合の供給水質要求水準について	4.2項に示される原水水質は引き渡し条件であり、この範囲を逸脱する場合は、供給水質が表4.16に示される標準値を逸脱しても、要求水準未達とならないとの理解でよろしいでしょうか。 また、過去の処理可能であった原水水質の最大値を超過した場合に、供給水質が表4.16に示される標準値を逸脱しても要求水準未達とならないとの理解でよろしいでしょうか。	前段について、要求水準書4.2に示す原水水質は過去の実績を示したものであり、引渡し条件ではありません。 後段について、過去10年間の実績における最大値であっても供給標準値以内で処理しており、また、仮に今後過去の最大値を超えた場合でも、配水池の運用で対応できる可能性があると考えます。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
71	要求水準書	37	4	2					過去の実績で処理可能な原水水質の最大実値について	4.2 項に示される原水水質の範囲においても、特に濁度については、供給水質を標準値以内とするのは困難な場合があると想定します。過去の実績で標準値以内に処理可能であった原水水質の最大値をご教示ください。	浄水処理に限定して回答しますが、過去 10 年間の実績における最大値であっても基準値以内に処理しており、ユーザー企業に対して濁度警報を発出したことはありません。
72	要求水準書	37	4	2					過去の実績で原水水質が処理可能な最大値を超えた場合の要求水準	前質問でご教示いただく過去の処理可能であった原水水質の最大値を超過した場合、供給水質が表 4.16 に示される標準値を逸脱しても、要求水準未達とならないとの理解でよろしいでしょうか。	過去 10 年間の実績における最大値であっても供給標準値以内で処理しており、また、仮に今後過去の最大値を超えた場合でも、配水池の運用で対応できる可能性があると考えます。
73	要求水準書	41	4	3	2	(2)			供給標準値を逸脱する場合又は逸脱する恐れがある場合の対応	①配水濁度及び②配水濁度の発令実績をご開示頂けないでしょうか。	技術対話の参加者に対して情報開示を予定しています。
74	要求水準書	42	4	3	2	(4)			厚原浄水場での汚泥脱水機・破砕機処理量	浄水発生土有効利用事業の受託者へ脱水ケーキ及び破砕土を受け渡すこととありますが、県と浄水発生土有効利用事業受託者間で脱水ケーキと破砕土に関する取り決めではなく、事業者と浄水発生土有効利用事業受託者間で受け渡し方法・配分などを直接調整するとの認識でよいかご教示願います。	ご理解のとおりです。なお、浄水発生土有効利用事業の要求水準書（22 頁）において、同事業の受託者には次のとおり要求しています。 「運営・維持管理事業者は、汚泥処理施設の運転管理者との間で、汚泥処理施設で破砕し、当該運転管理者から運営・維持管理事業者に対して引き渡される破砕土の量等の条件に関して、日常的に調整・連携しながら破砕土の加工を行うこと。」
75	要求水準書	43	4	5	②				業務の履行	新たなマニュアルとして再作成し承認を得るとありますが、承認後習得すべき運転管理技術に変更があった場合は、再度承認が必要でしょうか。	県が保有する施設管理指針又はマニュアル等の全てを引継ぎ、新たなマニュアルとして再作成して県の承認を得た後に、当該マニュアルの内容に変更が生じた場合には、再度県に提出し、承認を得るものとします。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
76	要求水準書	44	4	6	1	(1)	⑭	運転管理業務	「着水井、沈砂池の排砂作業」とは具体的に何を指しますか。またそれらは本業務範囲に含まれますか。発生土の処分は含まれますか。	排砂作業は本業務に含まれます。県で現行実施している以下の業務も参考に提案してください。また、沈砂池土は産業廃棄物となるため産業廃棄物処分場への運搬や処分は本業務には含まれません。 (着水井) 毎年排砂清掃、1池ごとに水中ポンプで水を抜き、重機で仮置場Bに運搬し水切り。水切り後に一般残土として残土処分場へ搬出。 (沈砂池) 4年で8池を排砂清掃、1池ごとに水中ポンプで水を抜き、重機で仮置場Aへ運搬。
77	要求水準書	44	4	6	1	(1)	⑭	運転管理業務	「沈砂池、沈殿池の汚泥引抜作業」とは具体的に何を指しますか。またそれらは本業務範囲に含まれますか。発生土の処分は含まれますか。	沈殿池の排泥弁を開いて汚泥を引き抜く作業であり、本業務に含みます。産業廃棄物としての発生土の運搬や処分は含まれません。 なお、沈砂池には排泥弁の設置がないため汚泥引抜作業は不要とし、要求水準書の修正版を技術対話終了後に公表します。
78	要求水準書	44	4	6	1	(1)	⑮	運転管理業務	天日乾燥床については運転操作（流入、乾燥、池のローテーション）のみで排泥、搬出は含まれないとの認識でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、分離槽に堆積した土砂の排砂作業が数年に1回必要となり、これは本業務に含まれます。
79	要求水準書	44	4	6	1	(1)	⑯	運転管理業務	運転管理業務（厚原浄水場）の汚泥搬出作業の詳細内容についてご教示願います。また、搬出作業にはホイールローダが必要であるかご教示願います。	脱水機及びコンベアに付着した汚泥は維持管理上においてケーキヤードに搬出するなどの作業があります。ケーキヤード内で利用するホイールローダは浄水発生土有効利用事業受託者が調達し搬出作業をするため不要です。
80	要求水準書	44	4	6	1	(1)	⑰	運転管理業務	滝戸監視所の沈砂池排砂・清掃とは具体的に何を指しますか。またそれらは本業務範囲に含まれますか。発生土の処分は含まれますか。	滝戸沈砂池内に堆積した土砂を排出し清掃する業務です。発生土は通常の土砂となるため（産業廃棄物ではないため）、運搬処分までが本業務に含まれます。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
81	要求水準書	44	4	6	1	(1)	⑰		運転管理業務	蒲原取水場の吸水槽排砂・清掃とは具体的に何を指しますか。またそれらは本業務範囲に含まれますか。発生土の処分は含まれますか。	蒲原取水場の吸水槽内に堆積した土砂を排出し清掃する業務です。発生土は通常の土砂となるため（産業廃棄物ではないため）、運搬処分までが含まれます。
82	要求水準書	47	4	6	1	(4)	③	ア	修繕業務	ア軽微な修繕は、イ定期修繕以外を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ア軽微な修繕は、一件あたり100万円（税抜）未満（ただし、県との協議により一件あたり100万円（税抜）以上の修繕工事を対象とする場合にはそれも含む。）の修繕のうち、突発的故障によらず予め計画して行うものを指します。
83	要求水準書	48	4	6	1	(7)	①		危機管理業務	「県が業務継続計画（BCP）を作成するに当たり」と記載されていますが、既にBCPを作成されている場合、可能な範囲で開示していただくことは可能でしょうか。	既存施設に対してはBCPを作成しています。既存のBCPについては技術対話の参加者に対して情報開示を予定しております。
84	要求水準書	49	4	6	1	(7)	④		危機管理業務	突発的事態の発生時、貴県との協議が著しく困難につき、運転・維持管理事業者が独自の判断で必要な措置を講じた場合、掛かった費用について協議の結果妥当性が認められるものについては、貴県の費用負担になる認識でよろしいでしょうか。	長期包括運営委託契約書の第22条第8項及び別紙に記載のとおり、運転・維持管理事業者が緊急事態であると判断する場合には県に通知した上で修繕工事を実施することができ、発注者による修繕の妥当性の確認の完了後、当該費用を県に請求することができます。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答	
		頁	章	節	細節	項	目				細目
85	要求水準書	49	4	6	1	(8)			臨機の措置	「運転・維持管理事業者が、上記①により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用は、県がこれを負担するものとする。」とされており、上記①には、災害防止、不可抗力及び運転・維持管理事業者が本業務を履行する上で、特に必要があると判断した事態が発生した場合が記載されています。一方で、長期包括運営委託契約書（案）第33条第4項では「受託者が当該措置に要した費用を負担する」との記載があり、不可抗力の場合などに応じて費用負担が区分されています。臨機の措置をとった場合は長期包括運営委託契約書記載の区分に応じた費用負担になるという認識でよろしいでしょうか。	臨機の措置をとった場合の費用負担については、長期包括運営委託契約書（案）の第33条に従うものとし、要求水準書を修正し、技術対話終了後に公表します。
86	要求水準書	49	4	6	1	(10)	①		見学者対応	簡易な資料作成とはパワーポイント等で作成した資料を印刷する程度を想定していますが、貴県の想定がございましたらご教示お願いします。	ご想定の範囲で差し支えありません。
87	要求水準書	49	4	6	1	(10)	①		見学者対応	要求水準書37頁（表4.5）に滝戸監視所も見学対象施設に含まれていますが、本施設は厚原浄水場の見学にあわせて実施するのか、それとも個別に実施するのかご教示願います。	見学者が厚原浄水場の他に滝戸監視所の見学を希望する場合は、両施設の見学実施となります。いずれか一方のみを見学希望される場合は、それぞれ個別の対応となります。
88	要求水準書	49	4	6	1	(10)	③	ウ	省エネ法対応	省エネ推進委員会の会議開催頻度は月1回程度実施されるのでしょうか。また、会議はどのような内容について議論されているのか差し支えない範囲でご教示願います。	例年、年に2回開催しています。これまでの会議内容は、「電力需給見直しを踏まえた企業局の対応」、「省エネ法改正について」、「国への提出書類について」、「使用最大電力の抑制について」等です。
89	要求水準書	49	4	6	1	(10)	③	イ	省エネ法対応	年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減について、対象となるエネルギー消費範囲は本業務範囲全てとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
90	要求水準書	49	4	6	1	(10)	③	イ	省エネ法対応	年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減については努力目標であり、未達の場合でも要求水準未達とはならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、運転・維持管理事業者にて低減に向けた努力を適切に行ってください。
91	要求水準書	49	4	6	1	(10)	④		電力使用のデマンドレスポンス	取水及び送配水や浄水処理の状況によっては、電力会社の要請に応じて電力を抑制して運転・維持管理を行うことができない場合もあると思料します。要請に応じるか否かの最終判断は貴県が行うとの理解でよろしいでしょうか。	運転・維持管理事業者にて判断してください。給水継続が最も重要であり、断水を発生させてまでデマンドレスポンスを求めるものではありません。
92	要求水準書	49	4	6	1	(10)	④		電力使用のデマンドレスポンス	前質問の要請に応じるか否かの判断を貴県が行う場合、行ったことにより発生する断水等のリスク負担は貴県との理解でよろしいでしょうか。 一方で、判断を受注者が行う場合には、そのリスクは受注者負担になるものと思料します。この場合でも、電力抑制を行わなかったことは要求水準未達となるのでしょうか。電力抑制については、貴県の要請に応じて貴県の責により受注者が実施することとして頂けないでしょうか。	前段について、デマンドレスポンスの要請に応じるか否かは運転・維持管理事業者にて判断してください。 後段について、電力使用のデマンドレスポンスについては、電力会社からの要請どおりに出力を抑制できなかった場合でも、運転・維持管理事業者の責に帰すべき要求水準未達とはしません。ただし、要求水準書に記載のとおり、要請どおりに出力を抑制できなかった場合にはその理由を県に報告してください。
93	要求水準書	50	4	6	1	(10)	④		電力使用のデマンドレスポンス	電力の調達には県が負担することになっていますが、本文中の年間の報酬減額率とは何を示しているかご教示願います。	需要削減要請に対し、未達（目標電力を削減出来なかった）の場合に報酬額が減額されますが、報酬減額率とはその割合をいいます。報酬額の減額料金は、デマンドレスポンスの契約ごとに、個別の計算式及び条件にて算出されます。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
94	要求水準書	50	4	6	1	(10)	⑤		第三者賠償保険	保険付保者について、特別目的会社を設立する場合であっても、運転・維持管理の実務を担う構成企業が付保すれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構成企業が保険付保する提案がなされた場合には、長期包括運営委託契約書（案）の第12条については、構成企業が保険を付保することも含む規定となるよう、また、長期包括運営委託契約書（案）の第41条及び第44条第2項で規定する「受注者が付保する保険」については、受注者に構成企業を含む規定となるよう、事業者選定後の契約協議の際に長期包括運営委託契約書（案）を修正します。
95	要求水準書	50	4	6	1	(10)	⑤	イ	第三者賠償保険	「支払限度額：1事故につき1億円」はアに定める補償内容の総額という理解でよろしいでしょうか。それとも各「身体障害」「財物損害」「施設損害」それぞれで1億円以上とする必要がありますでしょうか。	「イ 支払限度額」に示す金額は、「ア 補償内容」に示す事項に対する総額です。
96	要求水準書	50	4	6	1	(10)	⑥		県職員に対する研修	「～県職員に対して研修等を開催し、本事業の経営ノウハウ・技術ノウハウの継承を行うこと。」とありますが、開催のタイミングと頻度はどの程度を想定されているかご教示ください。	研修等の開催タイミングや頻度は、ご提案ください。
97	要求水準書	50	4	6	1	(10)	⑥		その他業務	県職員への研修等として、「本事業の経営ノウハウ・技術ノウハウの継承を行うこと」と記載されておりますが、経営ノウハウについて貴県が受注者に特に期待されていることがあればご教示ください。	工業用水道事業の経営強化の観点から、業務効率化や維持管理の高度化等に資する新たな技術の動向等に関する内容を期待していますが、これに限定するものではないため、内容はご提案ください。
98	要求水準書	51	4	6	3	③	ア		計画対象施設・設備の諸元	計画対象施設は、土木施設、建築施設、別紙4が対象であり、管路（導水・送水・配水管路）は対象外と考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書4.6.3②に記載のとおり、県が作成する導水・送水・配水管路の更新計画との整合を図るため、県と十分に協議してください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
99	要求水準書	51	4	6	3	③		エ オ	・エ更新及び定期修繕の優先度 ・オ概算事業費	エ、オの業務については、R11年以降の開始と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	要求水準書4.6.3③に示すアからカまでの内容を含む長期更新計画の素案を、令和10年3月末までに提出してください。
100	要求水準書	52	4	6	3	④			長期更新計画策定業務	「内容を随時更新する予定」とありますが、変更する期間はR13年以降の内容であり、事業者はR9年～12年における修繕計画の作成は不要と考えますが、このような理解でよろしいでしょうか。	令和10年度から令和19年度までを対象期間とする第5期長期修繕計画は、県が策定を行い、運転・維持管理事業者から提出される長期更新計画の素案及び最終的な計画を踏まえて、県が随時更新します。 これとは別に、運転維持管理事業者は、要求水準書4.6.1(4)⑤及び⑥に基づき、令和9～12年度を対象とした修繕計画書（事業期間全体）を作成・提出してください。
101	要求水準書	53	4	7	1				業務書類及び提出期限（業務月報）	業務月報の提出期限が翌月5日までとなっておりますが、翌月5営業日以内との理解でよろしいでしょうか。	翌月5営業日以内とするものとし、要求水準書の修正版を技術対話終了後に公表します。
102	要求水準書	54	4	7	1				業務書類及び提出期限（長期更新計画の提出期限）	長期更新計画の提出期限として、「令和10年3月末までに素案提出」とあり、素案とはp51 4.6.3 長期更新計画策定業務 ③のア～ウまでの内容の提出と考えておりますが、このような理解でよろしいでしょうか。	要求水準書4.6.3③に示すアからカまでの内容を含む長期更新計画の素案を、令和10年3月末までに提出してください。
103	要求水準書	54	4	7	1				業務書類及び提出期限	表4.21 運転・維持管理業務に係る提出書類一覧の※2 「表5.21参照」と記載されておりますが、表5.22参照ではないでしょうか。	ご理解のとおりです。 表4.21の注釈※2は、「表5.22参照」に修正し、要求水準書の修正版を技術対話終了後に公表します。
104	要求水準書	55	4	10	1				監督員の選任	県で選任する監督員は、富士川浄水場と厚原浄水場のどちらに常駐されるのでしょうか。	人事異動により変更する場合があります。いずれにしても、富士川及び厚原浄水場のどちらかに常駐します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
105	要求水準書	55	4	10	1				監督員の選任	全ての受注者への指示、連絡は1名の監督員のみから総括責任者に対してのみ行われるとの理解でよろしいでしょうか。	原則として、ご理解のとおりです。ただし、長期包括運営委託契約第11条の2第3項に基づき県が2名以上の監督員を置く場合には、それぞれの監督員の権限の内容を明らかにした上で、それぞれの監督員が総括責任者に指示等を行うこともあります。
106	要求水準書	55	4	10	2	(2)			監督員の権限	監督員の権限に示される②④に係る承認および⑤に係る通知は必ず書面にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	長期包括運営委託契約第1条第4項に定めるとおり、承認や通知は書面により行います。ただし、緊急やむを得ない事情がある場合には口頭で行った後、その内容を書面に記載したものを7日以内に交付します。
107	要求水準書	57	4	12	③	イ			技術者等の配置 (廃棄物処理施設技術管理者)	富士川浄水場及び厚原浄水場に配置する廃棄物処理施設技術管理者の類型は、業務の性質から中間処理施設でよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
108	要求水準書	58	4	12	③	イ			技術者等の配置 (廃棄物処理施設技術管理者)	廃棄物処理施設技術管理者になるために必要な資格及び実務経験を表に示して頂いておりますが、「No.11 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者に関する講習を終了している者」に関して、該当する受講コースのご指定がありましたらお示しいただけないでしょうか。	廃棄物処理施設技術管理者講習のうち、産業廃棄物中間処理施設コースを受講するものとします。
109	要求水準書	58	4	12	③	イ			廃棄物処理施設技術管理者の資格等	廃棄物技術管理者の資格等を示す表のNo.1、技術士については、「水道部門」は「上下水道部門」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。当該箇所を「上下水道部門」に修正し、要求水準書の修正版を技術対話終了後に公表します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
110	要求水準書	59	4	12	③	カ		その他必要となる有資格者	その他必要となる有資格者を具体的にご教示ください。	その他の有資格者は、関連法令等に基づき、運転・維持管理業務の履行にあたり必要となる者を配置してください。なお、「その他必要となる有資格者」の配置を求めている趣旨は上記のみであり、県側の一方的な不合理な事情で事後的に有資格者の追加を求める趣旨ではありません。
111	要求水準書	60	5	1	1	①		引継事項の整理及び変更	業務開始後、速やかに当該施設特有の運転方法や留意事項など記載した引継事項を作成とありますが、運転操作マニュアルとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書	61	5	2	3	①		本事業対象施設の健全度	「運転・維持管理事業者は契約終了後2年間は本事業対象施設の健全度が確保できるような状態で施設を引き渡すこと。」とありますが、健全度について具体的な指標をご教示ください。	具体的な指標はありません。本事業の運転・維持管理期間の終了後2年間は、県又は次期事業者が本事業の運転・維持管理事業者が策定した令和13～14年度の更新計画及び定期修繕計画等を基に、本事業の運転・維持管理業務と同等水準で運転・維持管理を行うことにより、本事業対象施設が不具合なく運転できる状態を指します。
113	要求水準書	61	5	2	3	①		本事業対象施設の健全度	上記質問における健全度について、そのための調査は貴県と受注者が一緒に行い、判定は両者協議の上で決定するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書5.2.3②に示すとおり、事業期間終了時の1年前までに、事業期間終了時の設備の引渡し状態について協議するものとし、その中で健全度の調査方法及び判定方法についても協議するものとします。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
114	要求水準書	61	5	2	3	①		本事業対象施設の健全度	施設の健全度が確保できる状態と判定されて引き渡しを行った場合、契約終了後に発生した不具合は、貴県の責との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書 5.2.3①に示すとおり、契約終了後 2年間（契約終了後 2年以内に法定耐用年数を迎える設備については、法定耐用年数を迎えるまでの間）は健全度が確保できる状態で引渡すこととします。したがって、当該期間に不具合が生じた場合は、県又は次期事業者の責に帰すべき事由により生じた不具合を除き、運転・維持管理事業者がその責を負うものとします。 （運転維持管理事業者が策定し、県が承認した令和 13～14 年度の更新計画及び定期修繕計画の県による未実施により生じた施設の不具合及び本事業終了後に生じる経年劣化を除く。）
115	要求水準書別紙 1-11							図表 2-7	契約率 39%の算定式を教えてください。給水ユーザー数 93 件が分子で、静岡市、富士市に所在する企業数が分母でしょうか。	契約率は、契約水量を現有給水能力で除して算出しています。なお、契約率の算定に誤りがあったため、38%に修正し、要求水準書の修正版を技術対話終了後に公表します。
116	要求水準書別紙 2-1、2-2							修繕計画	令和 7・8 年度の修繕計画について、記載以外に予定されている修繕計画は現状無いとの認識でよろしいでしょうか。	公表済みの修繕計画は、県が現時点で把握しているものです。記載以外についても施設又は設備の状況により修繕が必要となる場合があります。不具合や改築の計画等、施設又は設備の緊急度に応じて都度、運転・維持管理事業者とも協議の上、判断していくものと考えます。
117	要求水準書別紙 2-1、2-2							修繕計画	令和 7・8 年度の修繕計画について、工事名のみ記載されている案件がありますが、修繕内容を開示いただけないでしょうか。	予期せぬ機器の不具合に対応するためのものであり修繕内容は決まっていません。前年度の点検により判明した不具合等について緊急度に応じて都度、運転・維持管理事業者とも協議の上、判断していくものと考えます。
118	要求水準書別紙 4							富士川工業用水道施設（業務対象範囲）一覧	現在業務委託されている契約で、令和 7 年 4 月 1 日以降も契約が継続しているものはありますでしょうか。	浄水発生土有効利用業者への業務委託を除き、継続する業務委託はありません。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
119	要求水準書別紙5								新ポンプ場の事業予定地	敷地境界は【事業用地平面図】の緑色線という理解でよろしいでしょうか。異なる場合は、新ポンプ場建設予定地の敷地境界がわかる資料をご提示ください。	ご理解のとおりです。
120	要求水準書別紙5								新ポンプ場の事業予定地	【事業用地平面図】において敷地境界が判別できるCADデータをご提示ください。	技術対話の参加者に対してデータを提示します。
121	モニタリング基本計画書	1	1	1					目的と位置付け	設計・施工業務期間中は、本モニタリング計画書の対象外との理解でよろしいでしょうか。また、工事期間における工事監理の内容及び頻度について想定されているものがございましたらご教示願います。	前段について、設計・施工業務はモニタリング基本計画書に基づくモニタリングの対象外です。後段については検討中のため明示的にお示しできるものではありませんが、「静岡県 建設工事・委託業務の検査要領・監督要領」に基づき、又は準拠して行う予定です。
122	モニタリング基本計画書	3	1	7					モニタリング結果の公表	貴県が公表することができるモニタリング結果について、事業者は公表の頻度や範囲（内容）等を協議できる余地があるという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	モニタリング基本計画書	4	2	2	(1)				日常モニタリング	運転・維持管理業務期間の開始から2年間は総括責任者が出席することになっていますが、総括責任者が不在時は代務者が出席することによろしいでしょうか。また、3年目以降の実施方法については、県と協議し決定するとの認識でよろしいでしょうか。	前段について、総括責任者が出席することを基本としますが、やむを得ない事情がある時には代務者の出席を可能とします。後段について、ご理解のとおりです。
124	モニタリング基本計画書	4	2	2	(1)				日常モニタリング	「運転・維持管理業務期間の開始から2年間は、総括出席者のもと、会議体による確認・共有を行うことを想定している」との記載されていますが、当初2年間で貴県が想定されている頻度や参加者があれば、ご教示願います。	運転・維持管理業務期間の開始から2年間の、会議体による日常モニタリングの実施頻度は週1回（セルフモニタリング実施報告書（週次）の提出の都度）を想定しています。県側の参加者は、要求水準書4.10に示す監督員を予定しています。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
125	モニタリング基本計画書	4	2	2	(2)				定期モニタリング	運転・維持管理業務期間の開始から2年間は総括責任者が出席することになっていますが、総括責任者が不在時は代務者が出席することによろしいでしょうか。また、3年目以降の実施方法については、県と協議し決定するとの認識でよろしいでしょうか。	前段について、総括責任者が出席することを基本としますが、やむを得ない事情がある時には代務者の出席を可能とします。後段について、ご理解のとおりです。
126	モニタリング基本計画書	6	3	1					違反レベルの認定	レベル3の具体例で示されている「第三者」の定義は、近隣住民等（本事業の関係者以外の方々）という認識でよろしいでしょうか。	県、運転・維持管理事業者、構成企業、運転・維持管理事業者又は構成企業からの受託企業の役員又は従業員以外を指します。
127	モニタリング基本計画書	6	3	1					違反レベルの認定	実施方針等に対する質疑回答 No. 98 にて、第三者が判断を行うことは予定していないとのことですが、違反認定に納得できない場合、裁判でしか解決手段がありません。双方の時間的、費用的な負担を考慮すると、何らかの第三者の調整・調停機関の設置が合理的と考えます。設置を検討いただけませんか。	モニタリング基本計画書第3の1において「県は、違反レベルの認定にあたり、要求水準未達と判断される事象の発生経緯を運転・維持管理事業者十分に確認し、当該事象が運転・維持管理事業者の責めに帰すべき事由によるものであるかを慎重に判断する」としていること及び本事業の事業規模を踏まえ、第三者による調整・調停機関の設置は行いません。なお、違反レベルの認定に際しては、長期包括運営委託契約第11条の2第2項（1）に基づき運転・維持管理モニタリングの権限を有する監督員が単独で判断を行うことはありません。また、監督員による違反レベルの認定に疑義がある場合には、運転・維持管理事業者は県東部事務所長に対して疑義を申し出ることができるものとします。
128	モニタリング基本計画書	6	3	1					違反レベルの認定	図表3-2に示される違反レベル1の具体例として「不注意に起因するトラブルの発生」がありますが、トラブルが発生しても要求水準を満たしていれば、違反と認定されないとの理解でよろしいでしょうか。	トラブルが発生しているにも拘わらず、要求水準を満たすことのできる状態の具体的な想定がついていませんが、レベル1の認定基準に記載のとおり、本事業の運転・維持管理に軽微な支障も生じておらず、事業者の責に帰すべき要求水準未達と言えない場合には、ご理解のとおり解釈いただいて差し支えありません。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
129	モニタリング基本計画書	6	3	1					違反レベルの認定	貴県の指示・要望により受注者が過失なく行った行為の結果、違反に該当する事象が発生した場合、違反とは認定されないとの理解でよろしいでしょうか。	違反レベルへの該当有無の判断は、具体的な事象及び発生経緯によるため一概に回答することは差し控えさせていただきますが、モニタリング基本計画書第3の1において「県は、違反レベルの認定にあたり、要求水準未達と判断される事象の発生経緯を運転・維持管理事業者十分に確認し、当該事象が運転・維持管理事業者の責めに帰すべき事由によるものであるかを慎重に判断する」としているとおおり、違反に該当する事象が運転・維持管理事業者の責めに帰すべき事由によるものではないと判断される場合には、違反とは認定しません。
130	モニタリング基本計画書	6	3	1					違反レベルの認定	要求水準未達の場合、直ちに違反と認定されるのでしょうか。あるいは是正するための猶予期間があり、その期間内に対応できれば違反とは認定されないのでしょうか。	要求水準未達の場合、運転・維持管理事業者に対する発生経緯の確認等を行った後に違反レベルの認定を行うため、違反レベル認定前には是正のための猶予期間はありません。なお、レベル1の場合には、「是正要求」それ自体が是正するための猶予期間に相当すると考えられます。
131	モニタリング基本計画書	6	3	1					違反レベルの認定	水質の逸脱が不可抗力、不可抗力でなくとも事業者の合理的な努力をもって達成できない状況であるかどうかの判断をどのように行うのでしょうか。	県による過去の運転実績を踏まえ、運転・維持管理事業者の合理的な努力をもって達成できない状況であるかどうかを判断します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
132	モニタリング基本計画書	6	3	1					違反レベルの認定	<p>図表 3-2 に違反レベルの具体例が挙げられていますが、違反に該当する事象が他にもある場合には、できるだけ具体的に挙げて頂けないでしょうか。もし全て列挙するのが難しい場合には、該当しそうな事象が発生した場合に、その取り扱いについて協議させて頂けないでしょうか。</p> <p>質問・要望の意図としては、違反事項が明確化されていない場合、受注者が良かれと思っで行う事項が結果として違反となる可能性があり、萎縮して十分なパフォーマンスを発揮できないと考えるためです。</p>	<p>違反レベルに該当する事象として想定しているものは図表 3-2 のとおりです。</p> <p>このほかに、各違反レベルに該当するものとして認定すべき事象が発生した場合には、その取り扱いについて運転・維持管理事業者と協議を行うものとします。</p>
133	モニタリング基本計画書	6	3	1					違反レベルの認定	<p>前項の質問・要望の意図としては、違反事項が明確化されていない場合、受注者は、良かれと思っで行う事項が結果として違反とされてしまうことを恐れ、萎縮して十分なパフォーマンスを発揮できないと考えるためです。</p>	<p>民間事業者の創意工夫を最大化するため、県としても民間事業者の提案には傾聴する姿勢ですので、積極的なご提案をお願いします。</p>
134	モニタリング基本計画書	6	3						要求水準未達の場合の措置	<p>違反レベルの範囲・基準が明確でない場合や違約金が多い場合は、受注者は応札金額にリスク費用を上乗せする必要があります。また、過度な負担は、受注者が新たな改善提案を行うモチベーションを低下させる可能性があります。このため、要求水準未達時の措置については、技術対話などを通じて協議させて頂けないでしょうか。</p> <p>例えば、受注者が有益な行動・行為を実施した場合に違約金を相殺できる制度や違約金の年間上限額の設定などを協議させて頂きたいと考えています。</p>	<p>原文のとおりとしますが、疑義等があれば、技術対話に係る事前質問書（様式 3-1）に記載することは可能ですが、具体的な質問内容次第では、技術対話対象としない可能性があることにご留意ください。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
135	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	レベル2の具体例として、水質の悪化、給水量の減少等が記載されていますが、結果として不可抗力の場合、不可抗力には起因しないが、受注者の合理的な努力をもってしても達成できない場合などの事象が生じる可能性もあるかと存じます。 モニタリングにおいて、このような判断はどの段階でされるのでしょうか。会議体を通じて課題、対応方針などを確認、協議させて頂くという理解でよろしいでしょうか。	モニタリング基本計画書第2の2のとおり、日常モニタリング、定期モニタリング、随時モニタリングの各モニタリングにおいては、書面確認のほか、必要に応じて会議体による確認・共有や現地確認を行います。違反レベルの認定においても、個々の事象の内容に応じて必要に応じて会議体での確認・共有や現地確認を行った上で判断します。
136	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	図表3-2に示される違反レベル2の具体例として「水質の悪化」がありますが、どの程度の時間、供給標準値から逸脱した場合に違反と認定されるのかご教示ください。	要求水準書4.6.1(2)④に示す工業用水水質検査（毎日検査）及び⑤に示す工業用水水質検査（毎月検査）において、検査結果が供給標準値から逸脱した場合に、要求水準未達と判断します。ただし、運転・維持管理事業者の責めに帰すべき事由によるものではないと判断される場合には、違反レベルの認定は行いません。
137	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	図表3-2に示される違反レベル2の具体例として「給水量の減少」がありますが、各ユーザー企業の希望水量を下回った場合に違反と認定されるとの理解でよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。ただし、運転・維持管理事業者の責めに帰すべき事由によるものではないと判断される場合には、違反レベルの認定は行いません。
138	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	前質問の理解が正しい場合、「給水量の減少」とはどのように判定するのかご教示ください。（各ユーザー企業への瞬時給水流量なのか、単位時間当たりの給水総量なのか等。）	個々のユーザー企業の希望水量を下回った場合に「給水量の減少」と判定します。ただし、隣接のユーザー企業が急激に使用水量を増加した結果、圧力の低下により他のユーザー企業において給水量が不足する場合など、運転・維持管理事業者の責めに帰すべき事由によるものではないと判断される場合には、違反レベルの認定は行いません。（なお、そうした事態が散見されるという趣旨ではありません。）

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
139	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	「水質の悪化」または「給水量の減少」を発生させた場合、複数のユーザー企業へ影響を与える場合が想定されますが、その場合でも、違反認定は1件だけされるとの理解でよろしいでしょうか。	同一の事象に起因する場合には、ご理解のとおりです。
140	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	要求水準違反については、1つの事象が原因で複数の違反が発生することが想定されます。例えば浄水設備の故障により要求水準を逸脱した水質の水を、要求水準未達の給水量で給水した場合、2つの違反ではなく、1つの違反と認定されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、一つの原因により複数の違反レベルに該当する事象が生じた場合、最も高い違反レベルに該当するものとして認定します。
141	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	図表3-2に示される違反レベル2の具体例として「業務の未実施」がありますが、貴県が認めた正当な理由による遅延や、実施不可能な場合は違反と認定されないとの理解でよろしいでしょうか。	違反レベルへの該当有無の判断は、具体的な事象及び発生経緯によるため一概に回答することは差し控えさせていただきますが、モニタリング基本計画書第3の1において「県は、違反レベルの認定にあたり、要求水準未達と判断される事象の発生経緯を運転・維持管理事業者に十分に確認し、当該事象が運転・維持管理事業者の責めに帰すべき事由によるものであるかを慎重に判断する」としているとおり、当該業務を実施しない合理的な理由が認められる場合には、違反とは認定しません。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
142	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	<p>図表3-2に示される違反レベル2の具体例として「安全措置の不備により運転・維持管理事業者の従業員に生じた人身事故の発生」がありますが、従業員の不注意、過失が原因の人身事故は違反と認定されないとの理解でよろしいでしょうか。あるいは、不注意に起因するトラブルの発生としてレベル1と認定されるのでしょうか。</p> <p>また、受注者が貴県に当該原因設備の改善を要望していたにも関わらず、改善がされていなかった場合は、違反とは認定されないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>前段について、従業員の不注意や過失が原因で人身事故が発生した場合であっても、従業員への安全教育が不十分であった場合等、「安全措置の不備により運転・維持管理事業者の従業員に生じた人身事故の発生」に該当するものと判断することもあり得ます。</p> <p>後段について、違反レベルへの該当有無の判断は、具体的な事象及び発生経緯によるため一概に回答することは差し控えさせていただきますが、モニタリング基本計画書第3の1において「県は、違反レベルの認定にあたり、要求水準未達と判断される事象の発生経緯を運転・維持管理事業者に十分に確認し、当該事象が運転・維持管理事業者の責めに帰すべき事由によるものであるかを慎重に判断する」としているとおおり、当該人身事故が県の責に帰すべきものである場合は違反とは認定しません。</p>
143	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	<p>図表3-2に示される違反レベル3の具体例として「社会的な影響が重大な事象の発生」がありますが、具体的にはどのような事象が想定されるのか、ご教示ください。</p>	<p>社会的な影響の重大さは、個々の事象により判断するため、一概に回答することは差し控えさせていただきます。なお、解釈に幅が生じる可能性を懸念されてのご質問と推察していますが、県が恣意的に運用することはありません。</p>
144	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	<p>図表3-2に示される違反レベル3の具体例として「重大な法令違反」がありますが、具体的な法令違反の事例や法令違反の判定方法につきご教示願います。</p>	<p>法令違反の重大さは、個々の事象により判断するため、一概に回答することは差し控えさせていただきます。法令違反の判断は、個々の事象に応じて、関係機関への確認等を行います。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
145	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	図表3-2に示される違反レベル3の具体例として「県に対する虚偽の報告を行った場合」がありますが、「虚偽の報告」とは、自身に有利となるように意図をもって事実とは異なる報告をした場合」との解釈で、単純なミスや事実認識の錯誤による間違っただけの報告は、違反レベル1の「業務内容に関する報告不備」となるとの理解でよろしいでしょうか。	「虚偽の報告」とは、自身に有利とする意図の有無に関わらず、故意に事実と異なる報告を行った場合を指します。ミスや事実誤認等により報告内容に誤りがあった場合は、違反レベル1の「業務内容に関する報告不備」に該当しますが、当該不備に起因して他の違反レベルに該当する事象が生じた場合には、当該レベルの違反として認定する可能性があります。
146	モニタリング基本計画書	7	3	1					違反レベルの認定	図表3-2に示される違反レベル3の具体例として「その他運転・維持管理事業者に起因してユーザー企業が撤退した場合等」とありますが、ユーザー企業が撤退するにあたり複数の理由が想定されますが、ユーザー企業の撤退が運転・維持管理事業者に起因するとの判断はどのようにされるのでしょうか。ユーザー撤退が運転・維持管理事業者に起因することを貴県が立証された場合にのみ、違反レベル3が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	ユーザー企業の撤退が運転・維持管理事業者の責に帰すべきものであるかは、当該ユーザー企業への給水状況及び給水状況に不備があった場合にはその発生経緯等を運転・維持管理事業者にも確認した上で慎重に判断します。その上で、当該ユーザー企業の撤退が運転・維持管理事業者の責に帰すべきものであると判断される場合にのみ、違反レベル3と認定します。
147	モニタリング基本計画書	7	3	2					是正要求	本是正要求の定義として、発生した事象に対する応急対応と現状復旧および再発防止措置であるとの理解でよろしいでしょうか。	是正要求は、要求水準未達と判断される事象を解消することを運転・維持管理事業者に対して求めるものです。例示の応急対応、現状復旧及び再発防止措置は是正要求の内容と考えられますが、是正要求を受けて当該事象の解消のためにどのような対応を行うかは運転・維持管理事業者においてご判断ください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
148	モニタリング基本計画書	7	3	2					是正要求	上記、是正要求の定義が正しい場合、受注者が提示する再発防止措置が取られていれば、是正対応は行われたと判定されるとの理解でよいでしょうか。 是正要求については、受注者が是正対応を全く行わないか、再発防止措置の実施にもかかわらず、違反が再発した場合に、是正未達と判断するように要望します。	県が是正要求を行った場合、運転・維持管理事業者から是正要求に対する対応の完了通知を受けた場合に、是正対応が行われたと判断します。ただし、是正が行われたとの判断は、要求水準未達と判断される事象が解消され、要求水準が充足された場合にのみ行います。運転・維持管理事業者が是正対応を行った場合（すなわち、是正要求に対する対応の完了通知を行った場合）でも、要求水準未達と判断される事象が解消されていない場合には、是正が行われていないと判断し、是正指導を行います。
149	モニタリング基本計画書	7	3	3					是正指導	本是正指導は受注者が是正要求を受けて実施した是正対応にもかかわらず再発した場合か、受注者が是正対応を行わなかった場合に行われるものと思料します。本是正指導において、貴県から具体的な是正対応策が提示されることもあるでしょうか。	是正指導は、要求水準未達と判断される事象を解消することを運転・維持管理事業者に対して求めるものであり、是正指導を受けて当該事象の解消のためにどのような対応を行うかは運転・維持管理事業者においてご判断いただくことを想定していますが、県から具体的な対応策（案）の提示や対応策の実施を指示するかどうかは、個々の事象の内容に応じて判断します。
150	モニタリング基本計画書	8	3	4					是正勧告	本是正勧告の判定において、事象がレベル1の場合には、受注者は貴県による是正指導を必ず受けていることとなります。したがって、是正勧告が適用される条件としては、受注者が是正指導による是正対応を行わなかった場合のみとし、是正対応を行ったにも関わらず、要求水準違反が解消されない場合は、是正勧告の対象外とされるよう、要望します。	違反レベル1に該当する場合で、是正指導を受けた是正対応を行っても当該要求水準未達と判断される事象が解消されない場合、引き続き是正を求める必要があるため、原文のとおりとします。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
151	モニタリング基本計画書	8	3	4					是正勧告における違約金	本是正勧告においては、違反事象がレベル2と判定された場合、即時に1件につき200万円の違約金が適用されることとなります。是正勧告を受けて是正対応を適正に行った場合には、違反金が免除もしくは減免されるように要望します。	要求水準違反違約金の額については、要求水準未達を防止するための動機付けとする観点から、原案のとおりとします。
152	モニタリング基本計画書	8	3	4					是正勧告における違約金	本是正勧告における違約金の200万円については、発生した事象に対して、過大となるケースも想定されます。例えば、レベル1違反の「業務内容に関する報告不備」が3回連続で発生すれば、200万円の違反金が適用されることとなります。発生事象に相応する違反金の減免措置を要望します。	要求水準違反違約金の額については、要求水準未達を防止するための動機付けとする観点から、原案のとおりとします。なお、例示の「業務内容に関する報告不備」については、報告不備の発生自体をもって是正指導や是正勧告を行うような運用ではなく、運転・維持管理事業者が有効な再発防止策を講じていないような場合に適用する運用を考えています。
153	落札者決定基準	4	3	2	(1)				技術審査項目	運転・維持管理業務の実施体制の小項目に特別目的会社がありますが、配点8点の内訳に特別目的会社の配点が設けられているという理解で宜しいでしょうか。すなわち、特別目的会社を設置しない場合は8点にはならないということになりますでしょうか。	特別目的会社の設置は任意としているため、特別目的会社を設置せずに8点を得ることは可能です。
154	落札者決定基準	5	3	2	(2)				技術審査基準	「選定委員会は、要求水準書で示す条件を充足する提案内容を0点とし、要求水準書で示す条件を上回る提案内容に対して加点の審査を行う。技術審査基準は5段階で構成される。」とありますが、採点は、要求水準項目の一つ一つに対して実施するというのでしょうか。一方、添付資料1技術審査項目に「審査の視点」の記載がありますが、この審査の視点と採点の関連についてご教示ください。	「審査の視点」を基に、要求水準書で示す条件を上回る提案であるかどうかを審査します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
155	落札者決定基準	添付資料1 P1							技術審査項目 特別目的会社	特別目的会社の設立は任意となっておりますが、審査項目に「※特別目的会社を設置する場合のみ記載」という項目があります。いずれの場合においても総合的に実施体制を審査するのであって、特別目的会社を設置した場合と設置しない場合で配点に差は出ないという理解で正しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	落札者決定基準	添付資料1 P2							技術審査項目 地域経済への貢献	本項の採点は、審査の視点に記載された内容による定性評価のみで、当該地域への中小企業への発注額や貢献金額は採点の対象にはならないという理解でよろしいでしょうか。金額による採点を実施される場合は、採点基準をご提示ください。	審査の視点に記載の「具体的」を読み取ってご判断ください。
157	落札者決定基準	添付資料1 P2							技術審査項目 長期更新計画 策定業務	例として、ユーザー企業の数や水需要の増減等とありますが、これらの将来予測は実施済、もしくは業務期間中に発注者にて実施予定、どちらの理解でしょうか。	県が実施したユーザー企業への希望水量調査の結果を反映した将来需要見込水量は要求水準書に記載のとおりで、今後県にて需要予測を行う予定は現時点ではありません。長期更新計画の策定にあたり、運転・維持管理事業者が必要予測を行う必要性、有用性については入札参加者にてご判断ください。
158	様式集及び提出書類作成要領	5	1	(4)	ウ	①			技術提案書	「作成にあたっては、下表に示す提案項目ごとに、A4サイズ・最大頁数以内で作成すること。」とありますが、A4サイズ2枚をA3サイズ1枚として作成することは認められるでしょうか。	A4サイズで作成してください。
159	様式集及び提出書類作成要領	5	1	(4)	ウ	①			技術提案書	「各様式に示す添付資料の他、必要に応じて、添付資料を添付すること。」とありますが、添付資料の枚数上限、サイズ、印刷仕様は指定無しという理解でよろしいでしょうか。（指定無き場合も、常識の範囲内での対応とさせていただきます）	ご理解のとおりです。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
160	様式集及び提出書類作成要領	8	2	(3)					記載内容	「実施方針に対する質疑回答において提案を求める旨を回答した事項については、様式4-6-1～4-6-32において必ず記載すること。」とありますが、提案を求める旨を回答した事項について、貴県との認識を合わせるため、該当する通し番号は次のとおりで齟齬がないかご回答願います。 141、142、144、154、158、196、212、213	実施方針に対する質疑回答において提案を求める旨を回答した事項は、左記項目のほか、No. 222（廃棄物処理施設技術管理者を非常駐とする場合のみ）があります。 また、本回答において提案を求める旨を回答した事項のうち No. 96、97 についても、各様式において必ず記載してください。No. 48 については添付資料（新ポンプ場図面）において示してください。
161	様式集及び提出書類作成要領	8	2	(3)					記載内容	「造語、略語は、専門用語、一般用語を用いて、様式ごとに初出個所に定義を記述すること。」とありますが、例えば、【様式4-6-1】に定義を記述した場合に、【様式4-6-2】で同じ用語が出る場合に、再度定義を記述するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、技術提案書の添付資料として用語の定義を作成し、様式4-6-1～4-6-32では該当の用語について、注釈等で用語の定義を参照するよう示す方法も可能とします。
162	様式集及び提出書類作成要領	9	2	(5)					編集方法	技術提案書の添付資料に枚数制限はありますか。	添付資料に枚数制限はありません。
163	様式集及び提出書類作成要領	10	2	(5)					編集方法	様式4-6-1～4-6-32の技術提案書への添付資料は、各様式の直後に綴じこむという理解でしょうか。貴県による確認や取り扱いの容易性を考慮し、添付資料のみまとめて末尾または別の分冊で図面集や添付資料集として提出することは認められるでしょうか。	技術提案書の添付資料は別分冊とします。その際、各様式において指定する添付資料について、該当箇所を容易に参照できるものとしてください。ただし、様式4-6-6別紙1及び別紙2については、様式4-6-6の直後に綴じこんでください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
164	様式集及び提出書類作成要領	10	2	(5)					編集方法	「各提出書類の様式は、以下のように提出書類の分類ごとに分冊として取り纏め、提出すること。」とありますが、分冊数は「参加表明書等」「参加資格確認書類」「参加資格確認書類」「技術提案書等」の4分冊ということでしょうか。貴県による確認や取り扱いの容易性を考慮し、分冊数は適宜増やすことは認められるでしょうか。また、1分冊当たりの枚数上限は指定なしという理解でよろしいでしょうか。	「書類の項目」欄に示す項目ごと（「参加表明書」「参加資格確認書類」「参加資格の充足を証する書類（企業の要件）」「参加資格の充足を証する書類（個人の要件）」「入札書及び技術提案書提出書」「技術提案書」）及び「技術提案書の添付資料」の7分冊としてください。様式ごとの最大ページ数以内であれば、1分冊あたりの上限は指定ありません。
165	様式集及び提出書類作成要領	41							【様式 3-2】 技術対話参加者リスト	オンライン会議による参加者数には制限はないとの理解で宜しいでしょうか。また、企業グループの下請企業などもオンラインでの参加は可能でしょうか。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、入札説明書Ⅳ. 3. (2)⑤において、「技術対話への参加を希望する参加資格確認の通過者との間で技術対話を行う」としているとおり、協力企業の参加は認めません。
166	【様式 3-1】技術対話に係る事前質問書								記入上の注意	「質問は要求水準書に対してのみ行うこと。なお、開示資料等他の資料について質問することも妨げないが、その場合には県は技術対話対象とはしない可能性があることに留意して行うこと」と記載されておりますが、要求水準書に記載されている要求水準に関連して、モニタリングの内容を質問することは可能でしょうか。	要求水準書の解釈確認の一環として、モニタリングに関する質問を様式 3-1 に記載することは可能ですが、具体的な質問内容次第では、技術対話対象としない可能性があることにご留意ください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
167	エクセル様式 4-4_入札金額内訳書	4-4 全てのシートに共通						代表企業（入札手続）	当該空欄セルには、代表企業の社名を入力するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	エクセル様式 4-4_入札金額内訳書	シート 4-4（別紙 1-1）						入札金額内訳書（設計・施工業務に係る対価）	備考のセルが黄色で塗られていますが、入力には任意の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
169	エクセル様式 4-4_入札金額内訳書	シート 4-4（別紙 1-2～1-6）						費目の追加	シート 4-4 の別紙 1-2～1-6 については、共通して「必要に応じて直接工事費の費目を追加すること」と記載があります。デフォルトで記載されている各費目は入力必須という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 なお、様式中に記載されている直接工事費の費目のうち、該当ないものがあれば、当該費目は削除せずに金額欄に 0 円と入力してください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
170	エクセル様式 4-4_入札金額内訳書	シート 4-4 (別紙 2-1)							入札金額内訳書 (運転・維持管理業務に係るサービス対価)	備考のセルが黄色で塗られていますが、入力 は任意の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	エクセル様式 4-4_入札金額内訳書	シート 4-4 (別紙 2-1)							入札金額内訳書 (運転・維持管理業務に係るサービス対価)	サービス対価 A のうち 1) 人件費については、任意の内訳・算定根拠は添付せず、一式の金額のみを令和 7 年度から令和 12 年度に入力するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	基本契約書 (案)	2	5	2					役割分担	「工事請負事業者及び運転・維持管理事業者の間で利益相反の状況が生じた場合」がどのような状況かわかりにくいですが、この場合には代表企業が県と折衝しなければならないのでしょうか。	ご理解のとおりです。基本契約の締結日から運転・維持管理開始日(第1期)の前日までの期間においては代表企業(設計・施工業務)が、運転・維持管理業務期間においては代表企業(運転・維持管理業務)が、それぞれ県と折衝してください。
173	基本契約書 (案)	3	10						計算書類等の提出	各構成企業は、貴県が求めた場合に会社法に基づき要求される計算書類等の写しを貴県に提出することとなっています。「県が求めた場合」について、具体的にどのような状況になったときに、貴県は計算書類等の提出を求めることを想定しているのでしょうか。	例えば、構成企業の財務状況に悪化があり、本事業の履行が困難と思われるような事態が生じた場合に提出を求めることがあります。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
174	基本契約書 (案)	4	13	3	(4)				秘密保持義務	「県のアドバイザリー業務受託者」とありますが、「アドバイザリー業務受託者」ではないでしょうか。企業グループのアドバイザーへの開示も同様の扱いとして頂きたいと存じます。	原案のとおりとします。本事業の開始後、本事業に関する企業グループのアドバイザーへの秘密情報の開示が必要な場合にはその必要性を踏まえて県の事前承諾を得てください。
175	基本契約書 (案)	4	13	3	(5)				秘密保持義務	本基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報について、県が企業グループ以外の第三者に委託する場合において、「不特定の者に開示する場合」は相手方の承諾を得ないこととなっております。公開範囲につき、原則として事前に入札参加者と協議して頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	原則としてご意見のとおりとしますが、県が本事業対象施設の運転及び維持管理に関する業務を企業グループ以外の第三者に委託する場合に合理的に必要な情報について、開示を拒絶することのないようご注意ください。
176	基本契約書 (案) 別紙 1 定義集	10	ハ						不可抗力	不可抗力に「疫病等」を追記頂けますでしょうか。実施方針 P24(1) 不可抗力の定義には疫病等が記載されておりますので、そちらの条件と揃えて頂きたく存じます。	ご意見を踏まえて、基本契約書(案)に「疫病等」を追記し、技術対話終了後に公表します。
177	基本契約書 (案) 別紙 1 定義集	10	ハ						法令等	法令等に「政策」は含まれるのでしょうか。	政策変更により法令等が変更された場合にはご理解のとおりです。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
178	設計・施工請負契約書（案）	冒頭 2 枚目 （ 契約書案の イメージ） の 収入印紙欄						収入印紙	契約金額が大きいことから、書面での締結は印紙税が高額になります。電子契約は可能でしょうか。	電子契約の導入については、時期を含め検討中です。
179	設計・施工請負契約書（案）	2	4	1	(1)			契約の保証	基本契約書（案）第7条第3項において、設計・施工請負代金額の10分の1以上に相当する金額を差し入れるとされておりますので、本第4条第1項の保証方法のうち、第1号の契約保証金の納付を選択しなければならないという理解でよろしいでしょうか。	設計・施工請負契約書（案）第4条第2号から第6号の保証を付すことを認めることとし、基本契約書（案）の第7条第3項を修正し、技術対話終了後に公表します。 また、同様に基本契約書（案）の第8条第2項の運転・維持管理業務に係る契約保証金についても修正し、技術対話終了後に公表します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
180	設計・施工請負契約書（案）	3	5-2	2					著作権の譲渡等	「発注者は、設計業務の成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができる。」とありますが、受注者との協議は必要と考えますのでご検討をお願いいたします。	原則として協議に応じます。
181	設計・施工請負契約書（案）	7	11	3					現場代理人及び主任技術者等	「特に常駐する必要がないと発注者が認めたときは、この限りではない。」とありますが、「工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間」は、常駐する必要がないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 「工事現場が不稼働であることが明確な期間、工場製作のみが稼働している期間」で、「特に常駐する必要がないと発注者が認めた」場合に、常駐の必要はありません。
182	設計・施工請負契約書（案）	8	13-2	3					事前調査	設計・施工業務の実施に支障を来す障害物は、埋蔵文化財も含まれる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	設計・施工請負契約書（案）	8	13の2	3					事前調査	予見できるものの範囲が不明確ですが、発注者から開示された図面等で提示されていない障害物の撤去費用は予見できなかったものとして発注者負担という理解でよろしいでしょうか。	開示資料及び入札参加者による現地調査から障害物があることを合理的に予見できない場合には協議に応じます。
184	設計・施工請負契約書（案）	9	16-2	1					施工業務着手前の詳細設計報告書に係る提出及び承認並びに引き渡し部分検査	「受注者は、施工業務に着手する前に、要求水準書 3.7.2 に定めるところにより詳細設計報告書を発注者に提出し、発注者の承認を得なければならない。」と記載がありますが、一方、要求水準書 3.7.2①では、「工事請負事業者は、施工業務着手前に詳細設計報告書を提出し、監督員の確認を受けること。」との記載があります。設計業務の引渡し部分検査及び完了検査の時点では、詳細設計報告書について、発注者の「確認」が必要との認識でよろしいでしょうか。	設計・施工請負契約書の第 16 条の 2 第 1 項及び要求水準書の表 3.4 のとおり、発注者による「承認」が必要です。要求水準書 3.7.2①の当該文章を修正し、技術対話終了後に公表します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
185	設計・施工請負契約書（案）	13	22	3					設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等	破壊試験の対象はコンクリート構造物のみとの認識でよろしいでしょうか。	施工部分全体が対象になります。
186	設計・施工請負契約書（案）	14	24						要求水準書等及び設計図書の変更	受注者の発議に基づき、発注者に対して要求水準書や設計図書の変更を申し立てることは可能でしょうか。	可能です。ただし、設計・施工請負契約書（案）の第23条第1項各号に該当しない場合には、設計・施工請負契約書（案）の第24条に従い、発注者が要求水準書等及び設計図書の変更が必要と認める場合に限り、発注者が要求水準書等及び設計図書を変更できます。
187	設計・施工請負契約書（案）	15	29						発注者の請求による履行期間の短縮等	「発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。」とされていますが、特別の理由としてはどのようなものが想定されますでしょうか。	履行期間を短縮することが公益上必要と認められる場合が想定されます。
188	設計・施工請負契約書（案）	15	29	2					発注者の請求による履行期間の短縮等	「受注者に通常必要とされる履行期間に満たない履行期間への変更を請求することができる。」とありますが事前に受注者との十分な協議があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
189	設計・施工請負契約書（案）	1.5 151 6E+ 15	3.0 313 2E+ 15	113 718 62				<ul style="list-style-type: none"> ・ 履行期間の変更方法 ・ 設計・施工請負代金額の変更方法等 ・ 賃金又は物価の変動に基づく設計・施工請負代金額の変更 ・ 賃金又は物価の変動に基づく設計・施工請負代金額の変更 ・ 設計・施工請負代金額の変更に代える要求水準書等又は設計図書の変更 ・ 工事費に係る前払金 ・ 工事費に係る部分払い ・ 部分引渡し 	<p>貴県と事業者との間の協議が整わない場合、第三者により構成される機関へ報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただく建付けをご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>第三者機関にアドバイス等を求めることは予定していません。</p>
190	設計・施工請負契約書（案）	16	32	1				<p>賃金又は物価の変動に基づく設計・施工請負代金額の変更</p>	<p>本項に記載されている「この契約書の締結日」が設計・施工請負代金額の変更前の起算日となるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>1回目の変更時についてはご理解のとおりです。2回目以降の変更時については、「直前の設計・施工請負契約第32条に基づく設計・施工請負代金額変更の基準とした日」が基準日となります。</p>

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
191	設計・施工請負契約書（案）	16	32	1				賃金又は物価の変動に基づく設計・施工請負代金額の変更	上記質問に記載させて頂いた変更前の起算日が「この契約書の締結日」であるという前提となりますが、本項で記載の「この契約書の締結日」を「入札公告日」に変更頂けませんか。昨今の物価上昇は非常に激しく「この契約の締結日」までの予測不能な物価上昇リスクを事業者では負いかねます。なお、令和6年1月19日に内閣府からも物価変動について事業者から協議の申し入れがあった場合には協議に応じるよう通知が発行されております。本件お願いは入札に極めて大きな影響があり、是非ともご検討の程よろしくお願いたします。	原文のとおりとします。
192	設計・施工請負契約書（案）	16	32	3				賃金又は物価の変動に基づく設計・施工請負代金額の変更	物価指数等に基づき、となっておりますが具体的な指数が設定されていません。例えば「建設工事費デフレーター」等を具体的な指数としてご検討頂けないでしょうか。	具体的な指標については、発注者と受注者で協議の上、決定しますが、実際の見直しにあたっては工種によってはご指摘の「建設工事費デフレーター」も指標の候補の一つとして検討します。
193	設計・施工請負契約書（案）	16	32	3				賃金又は物価の変動に基づく設計・施工請負代金額の変更	「変動前残工事代金額及び変更後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし…」とありますが、ここでいう「請求のあった日」が <u>変動後の起算日</u> となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
194	設計・施工請負契約書（案）	16	32	5				賃金又は物価の変動に基づく設計・施工請負代金額の変更	本項は国土交通省の基準や公共工事標準請負契約約款による単品スライドを準用しているものと理解しています。当該単品スライドは変動の基準が1,000分の10となっておりますので、本条5項に該当する場合は本条第2項に定める1,000分の15でなく、1,000分の10が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、県が公表する「静岡県建設工事請負契約約款第25条第5項の運用について」に定める単品スライドの変動の基準が変更された場合には、変更の可能性のあることにご留意ください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
195	設計・施工請負契約書（案）	16	32	6					賃金又は物価の変動に基づく設計・施工請負代金額の変更	本項は国土交通省の基準や公共工事標準請負契約約款によるインフレスライドを準用しているものと理解しています。当該インフレスライドは変動の基準が1,000分の10となっており、本条6項に該当する場合は本条第2項に定める1,000分の15でなく、1,000分の10が適用されるものと理解してよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、県が公表する「静岡県建設工事請負契約約款第25条第6項の運用について」に定めるインフレスライドの変動の基準が変更された場合には、変更の可能性があることにご留意ください。
196	設計・施工請負契約書（案）	16	32						賃金又は物価の変動に基づく設計・施工請負代金額の変更	本条の最終項に「本条各項の規定においても当該不適当な状態が是正されないときは、事業者は貴県に対して設計施工費の変更又は費用の負担についての協議を請求することができる」旨の追加を頂けないでしょうか。昨今の物価上昇は極めて大きな影響があり、他自治体においても事業者に対するこのような救済措置が盛り込まれてきております。	賃金又は物価の変動に基づく設計・施工請負代金額の変更について、物価指数等に基づき、発注者と受注者とが協議して定める旨を記載しており、当該協議により不適当な状態は是正されると考えられることから原文のとおりとします。
197	設計・施工請負契約書（案）	21	41-2	1					提案事項の未充足に基づく設計・施工請負代金額の変更	発注者は履行期間中に提案事項の充足確認を随時行うとの記載がありますが、貴県が想定している頻度を教えていただけないでしょうか。	具体的な頻度の想定はありませんが、少なくとも提案事項が履行されるべきと考えられる時点において、充足確認を行います。
198	設計・施工請負契約書（案）	21	41の2	2					提案事項の未充足に基づく設計・施工請負代金額の変更	ペナルティとして徴収される金額について、記載された算定式の「工事請負事業者が本事業の技術審査時に付与された当該評価項目（小項目）の技術審査点－不履行となった事項の提案がなければ工事請負事業者が本事業の技術審査時に本来付与されるはずであった当該評価項目（小項目）の技術審査点」を算出するためには、提案項目毎に加算された技術審査点が必要になると思いますが、これは審査結果等として開示されるのでしょうか。	ご理解のとおりです。審査講評として公表予定です。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
199	設計・施工 請負契約書 (案)	22	44	2					支払限度額及び出来高予定額	発注者は予算やその他の都合により、支払限度額を変更できる建付けになっていますが、本来予定した金額から減額となった場合、その差額に対する金利を貴県に請求できる認識でよろしいでしょうか。	原則としてご理解のとおりですが、協議の上、決定します。
200	設計・施工 請負契約書 (案)	26	53	1					保証期間中の受注者の性能保証責任	長期包括運営委託の期間における性能は、長期包括運営委託契約を締結した事業者の管理により維持されるものであるにもかかわらず、設計・施工請負契約書の当事者に本条項の責任を定めた意図をご教示願います。	本事業は新ポンプ場の設計・施工、運転・維持管理を一体的に一つの企業グループに委託することを基本的な考え方としています。そのため、工事請負事業者にも長期包括運営委託契約の終了日までの性能保証を求めているものです。ただし、第53条第2項(2)に基づき、運転・維持管理事業者による不適当な運転・維持管理に起因する契約不適合又は損害若しくは追加費用については、工事請負事業者は責任を負わないとしています。
201	設計・施工 請負契約書 (案)	26	53	2					保証期間中の受注者の性能保証責任	次に掲げる事由に起因する「契約不適合又は損害若しくは追加費用」は責任を負わないとの規定ですが、修補その他必要な作業についても受注者は責任を負わない（無償で修補等を行う義務はない）との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
202	設計・施工 請負契約書 (案)	33	60	1					保険等	受注者が付保する保険について、補填限度額や免責金額等、貴県が想定される具体的な保険内容があればご教示願います。（保険料の見積もりに影響します）	具体的な補填限度額や免責金額等の想定はありません。業務の履行において、受注者にて必要と考える内容の保険に加入してください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
203	長期包括運営委託契約書（案）	冒頭 2 枚 目 （ 契 約 書 案 の イ メ ー ジ ） の 収 入 印 紙 欄						収入印紙	契約金額が大きいことから、書面での締結は印紙税が高額になります。電子契約は可能でしょうか。	静岡県においては、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約については、電子契約の対象外とされています。会計上の書類及び証拠書類については、保存期間が5年とされていることから、本事業については契約期間と合わせて10年を超過しますので、電子契約の対象外となります。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
204	長期包括運営委託契約書（案）	3	5	2					既設設備の製造者及び部品の納品業者等との調整	「本事業対象施設の修繕に必要となる部品等の調達に係る既設設備の製造者及び部品の納品業者等との調整は、受注者の責任及び負担において実施するものとする。発注者は、受注者から求められた場合、既設設備の製造者及び部品の納品業者等との間の協議に立ち会うほか、既設設備の製造者及び部品の納品業者等との調整に協力する。」とありますが、既設設備の製造・納品者が、点検・修繕等の対応に応じない、または過去の契約実績よりも見積額が著しく増大するなどの事象により運転・維持管理費が増大する場合のリスク分担については協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	代替部品の調達ができない等、受注者の合理的な努力をもってしても避けることができない場合において、運転・維持管理費の増大が当該事象に起因することを受注者が合理的に説明した場合に限り、サービス対価の増額について、協議に応じます。ただし、本業務は部品調達に関する民間企業のノウハウによりコストを削減することを目的としていることをご考慮ください。
205	長期包括運営委託契約書（案）	4	10	3					発注者の責任	「県が申請すべき…」となっていますが本契約冒頭で貴県は「発注者」と定義されています。ここで「発注者」でなく「県」としている趣旨をご教示ください。	ご指摘を踏まえて、「県」を「発注者」と修正し、技術対話終了後に長期包括運営委託契約書（案）の修正版を公表します。
206	長期包括運営委託契約書（案）	4	11						指示監督等	「発注者は、この契約の履行について必要があるときは、受注者に対し、指示監督することができる」とありますが、発注者の指示監督は、全て第 11 条の 2 に定められる監督員のみが行い、その他の貴県職員等からの指示監督はされないように要望します。	第 11 条の 2 第 5 項に規定のとおり、指示等については監督員を経由して行います。
207	長期包括運営委託契約書（案）	4	11	2					受注者の事務所等への立ち入り	発注者が受託者の事務所その他運転・維持管理業務の実施場所に立ち入る場合は、事前に書面にて通知いただくよう、要望します。	要求水準書 4. 10. 2(2)③では、運転・維持管理業務の実施場所への立ち入りについて、県は、事前通知の有無にかかわらず、立ち入りし、業務について確認することができるものとしています。「立ち入り」についての具体的な場面想定やご懸念を的確に把握できないため、回答は差し控えさせていただきます。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
208	長期包括運営委託契約書（案）	4	11 の 2	3					2名以上の監督員	監督員の業務は広範、多種に渡ることから、やむを得ず監督員を複数置く場合があると思料します。この場合、各監督員の業務所掌範囲および権限を明確にし、所掌範囲外の監督員が受注者に指示・監督することがないように要望します。あるいは、監督者が複数名の場合指示命令系統の混乱を避けるため、監督者の代表を定めて頂き、特定の監督者が指示・監督することを要望します。	県が2名以上の監督員を置く場合には、それぞれの監督員の権限の内容を明らかにします。
209	長期包括運営委託契約書（案）	5	12	1					保険等	保険付保者について、特別目的会社を設立する場合であっても、運転・維持管理の実務を担う構成企業が付保すれば問題ないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。構成企業が保険付保する提案がなされた場合には、長期包括運営委託契約書（案）の第12条については、構成企業が保険を付保することも含む規定となるよう、また、長期包括運営委託契約書（案）の第41条及び第44条第2項で規定する「受注者が付保する保険」については、受注者に構成企業を含む規定となるよう、事業者選定後の契約協議の際に長期包括運営委託契約書（案）を修正します。
210	長期包括運営委託契約書（案）	5	12	1					保険等	運転・維持管理業務の火災保険について、事業者側が付保することになっていますが、施設の所有者である貴県が付保する建付けに変更いただけないでしょうか。（火災保険については、施設の所有者が付保することが一般的）	火災保険の加入を運転・維持管理事業者には求めている要求水準書が正しく、火災保険は県が加入することとし、長期包括運営委託契約書（案）を修正し、技術対話終了後に公表します。
211	長期包括運営委託契約書（案）	5	12						火災保険への加入	通常、運転・維持管理業務においては、発注者が所有する建物、設備に対して受注者が火災保険に加入することはできないと思料します。火災保険の加入は必須でしょうか。	火災保険の加入を運転・維持管理事業者には求めている要求水準書が正しく、火災保険は県が加入することとし、長期包括運営委託契約書（案）を修正し、技術対話終了後に公表します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
212	長期包括運営委託契約書（案）	6	13 の 2	4					総括責任者	「総括責任者は、第 16 条第 2 項に定める他の総括責任者等と兼ねることができる。」と記載されていますが、第 16 条第 2 項にはポンプ設備の責任者、電気主任技術者、廃棄物処理施設技術者、長期更新計画策定の技術者、エネルギー管理員、水質検査の従事者、その他必要となる有資格者が挙げられています。一方で、要求水準書では P56 4. 12. ①総括責任者では「総括責任者として 1 名以上専任（ただし、ポンプ設備の責任者との兼務は認める）」との記載がありますが、総括責任者はポンプ設備の責任者のみとの兼務が可能という理解でよろしいでしょうか。	統括責任者と、その他の技術者・資格者との兼務を可能とすることとし、入札説明書、要求水準書、長期包括運営委託契約書（案）に反映し、技術対話後に公表します。
213	長期包括運営委託契約書（案）	6	14	4					運転・維持管理業務の開始の遅延	違約金 87 万円/遅延日数について、87 万円という金額自体の算出基準を明確化していただけにないでしょうか。	新ポンプ場の運用開始が遅延することによる県の損害（電力費や汚泥処理費の上昇等）を、新ポンプ場等の設備ごとの耐用年数を考慮した上で、算定しています。
214	長期包括運営委託契約書（案）	8	20	1					運転・維持管理マニュアル	新ポンプ場に関する運転・維持管理マニュアルは試運転の開始前までに作成し発注者の承諾を得なければならないとありますが、試運転期間に運転方法や留意点等を確認しながら作成するため、試運転開始前までに作成することについて、見直ししていただくことは可能でしょうか。	原文のとおりとし、試運転期間に運転方法や留意点等を確認した上で、運転・維持管理マニュアルを改定した場合には、長期包括運営委託契約書（案）の第 20 条第 3 項に従い最新版を県に提出してください。
215	長期包括運営委託契約書（案）	10	22	10					修繕工事における外注の際の事務費用	「受注者が受注者以外の者に修繕工事を発注する際に発生する事務費等は修繕費に含まれないものとする。」とありますが、当該事務費用は運転・維持管理業務全体の事務費の中に入れておくという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書に記載のとおり、サービス対価 A の「人件費」に計上してください。なお、人件費ではない事務費の計上が必要な場合には「その他諸経費等」に計上してください。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
216	長期包括運営委託契約書（案）	11	26						共用施設費用内訳書	共用施設の運転・維持管理業務に要した費用の内訳とは、各共用施設の点検等に要した費用を取り纏め作成するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
217	長期包括運営委託契約書（案）	13	32	1					異常事態への対応	異常事態が生じた場合、「発注者」ではなく「県」に報告すると記載されています。静岡県企業局以外にも想定される報告先があることを見込んでの記載でしょうか。	ご指摘を踏まえて、「県」を「発注者」と修正し、技術対話終了後に長期包括運営委託契約書（案）の修正版を公表します。
218	長期包括運営委託契約書（案）	13	32	1					異常事態への対応	給水停止の判断は原則として県が行うとありますが、実務としては県から選任される監督員が判断するとの認識でよろしいでしょうか。	判断は県東部事務所長が行います。運転・維持管理事業者に対する指示や連絡等は、原則として監督員が行います。ただし、緊急事態への対応となるため、やむを得ず監督員以外の者が指示・連絡等を行うこともあります。
219	長期包括運営委託契約書（案）	13	32						異常事態への対応	本条項には、異常事態に対応した場合の追加費用の負担に関する記載がありません。異常事態が発生した原因、理由、責任の所在等に基づき、受注者に非がない場合、かかる費用は発注者が負担するという理解でよろしいでしょうか。	発生した事象（不可抗力等）に応じて、長期包括運営委託契約書（案）の規定に従い、費用負担先を決定します。
220	長期包括運営委託契約書（案）	13	32	1					異常事態への対応	「緊急時はこの限りではない」とございますが、緊急時とは具体的に何を想定しておりますでしょうか。ご教示お願い致します。	県と連絡が取れない場合において、速やかに給水停止をしなければ損害が発生するなど、給水停止することが合理的である場合を想定しています。
221	長期包括運営委託契約書（案）	13	34						異常事態が不可抗力であることの証明	異常事態が不可抗力であることを受注者が明らかにした場合当該費用を発注者が負担する旨が記載されていますが、一般に不可抗力であることの証明は困難であると思料します。例えば地震、落雷等の天災が原因と推定される場合は一律、発注者の負担としていただくよう、要望します。	不可抗力に該当するかどうかは事象ごとに一律に判断されるものではなく、運転・維持管理事業者に予見可能性と支配可能性があるかどうかによって判断します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
222	長期包括運営委託契約書（案）	13	34						異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用	本費用負担はあくまでも原因のみを帰責としているとの理解でよいでしょうか。例えば、発注者から提供された資料または発注者からの指示、説明に過誤があり（原因）、それに従った行動を受注者が行った結果、異常事態が発生した場合は、原因に責のある発注者が全て費用負担するとの理解でよろしいでしょうか。	県の説明に誤りがあったとしても、運転・維持管理事業者の行為によって異常事態が発生することが事前に合理的に予見できる場合には、運転・維持管理事業者にも責があるものと考えます。
223	長期包括運営委託契約書（案）	13	34						異常事態の発生又は計画外の運転停止への対応に要する費用	異常事態の発生原因が複数あり、受注者、発注者それぞれに責がある場合の費用負担はどのようになるか、ご教示ください。	長期包括運営委託契約の第 34 条第 3 項に基づき、協議により費用負担先を決定します。
224	長期包括運営委託契約書（案）	14	37	2					ユーティリティ費用	受注者が使用する執務室において使用した電気料金相当額について受注者にて電力量メーターを設置とありますが「要求水準書 4.6.2 物品その他の調達及び管理業務」表 4.20 の通り、富士川浄水場のみ対象との認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。
225	長期包括運営委託契約書（案）	15	38	1	(4)				要求水準書の変更	協議開始の日より 60 日以内に整わない場合、発注者はこの契約の一部又は全部を解除できることになっていますが、第三者により構成される機関へ報告し、客観的な立場からアドバイス及び勧告等を行っていただく建付けをご検討いただけないでしょうか。	第三者機関にアドバイス等を求めることは予定していません。
226	長期包括運営委託契約書（案）	15	40						第三者の損害	受注者は、発注者又は第三者に生じた損害について「全て」賠償するとされていますが、賠償範囲は相当因果関係とすべきであるため、「全て」という文言を削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、「全て」の規定がある場合にも、相当因果関係の立証責任は県が負うことはご理解のとおりです。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
227	長期包括運営委託契約書（案）	17	43	1					不可抗力	議会承認に係るリスク（遅延等）について記載がありません。事業者側がコントロールできる事項ではないため、リスク分担は貴県に責任があるという認識でよろしいでしょうか。	原則としてご理解のとおりです。なお、本事業の債務負担については本年2月議会で議決予定です。
228	長期包括運営委託契約書（案）	17	43						不可抗力	不可抗力とは以下の事象を示すという理解でよいでしょうか。天災地変、戦争、内乱、暴動、公権力による命令・処分・指導、争議行為、原材料の調達困難、仕入先の債務不履行、疫病・感染症の流行、サイバー攻撃、その他受注者の責に帰することのできない事由	不可抗力に該当するかどうかは事象ごとに一律に判断されるものではなく、運転・維持管理事業者に予見可能性と支配可能性があるかどうかによって判断します。
229	長期包括運営委託契約書（案）	17	44						不可抗力における負担	不可抗力発生時の初動対応にかかる人件費についても受注者が一部負担する必要があることから、過去の既存施設の運転・維持管理における不可抗力発生時の初動対応にかかった人件費（貴県職員および委託業者分）をご教示願います。	開示可能な情報がありません。
230	長期包括運営委託契約書（案）	19	49	2					受託者の損害賠償	受託者が損害賠償をしなければならない場合、賠償金額の上限を受託者が加入する保険金額とするように要望します。	受注者の賠償金額に上限は設けません。
231	長期包括運営委託契約書（案）	20	52						受注者の債務不履行	「受注者がその責めに帰すべき事由により、この契約又は要求水準書に従った本事業対象施設の運転及び維持管理ができなくなったときは、受注者に最長30日間の猶予期間を与える」と記載されています。運転・維持管理業のモニタリングにおいて違反が起こった場合にも直ちに是正要求・指導が行われるのではなく、最長30日間の猶予が適用されるのでしょうか。	本規定を以てモニタリング基本計画における是正要求等が最大30日間猶予されるものではありません。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
232	長期包括運営委託契約書（案）	22	56					発注者の任意による解除	本条項により契約が解除される場合は、第 35 条に定めるサービス対価の全額又は、受託者が負担した経費等について協議の上受託者に支払われるように要望します。	原文のとおりとし、受注者に生じた損害に限り賠償します。
233	長期包括運営委託契約書（案）	22	57					発注者の事由による解除	本条項により契約が解除される場合は、第 35 条に定めるサービス対価の全額又は、受託者が負担した経費等について協議の上受託者に支払われるように要望します。	県による任意解除により、長期運営委託契約が解除されるまでの間に運転・維持管理事業者が実施した業務に対するサービス対価は支払われます。なお、未実施の業務のサービス対価は支払われませんが、第 56 条第 2 項に基づく賠償は行います。
234	長期包括運営委託契約書（案）	23	58					不可抗力による終了又は解除	本条項により契約が解除される場合は、第 35 条に定めるサービス対価の全額又は、受託者が負担した経費等について協議の上受託者に支払われるように要望します。	不可抗力による解除により、長期運営委託契約が解除されるまでの間に運転・維持管理事業者が実施した業務に対するサービス対価は支払われます。なお、未実施の業務のサービス対価は支払われません。
235	長期包括運営委託契約書（案）	23	61					知的財産権の帰属等	第 61 条に受注者が本業務開始前から所有する「知的財産権」は受注者に帰属する旨を加えることを要望します。	原文のとおりとしますが、受注者が本業務開始前から所有する「知的財産権」は受注者に帰属するものと理解しています。
236	長期包括運営委託契約書（案）	23	61	2				知的財産権の帰属等	本条項は「特許権等の実施権又は・・・本事業対象施設の発注者による使用に対する対価」（以下、「特許権等の実施権等に対する対価」）がサービス対価から減額されるため、特許権等の実施権に対する対価は別途受注者に請求しないとの理解でよろしいでしょうか。又は、特許料を含めサービス対価としているとの理解でよろしいでしょうか。	長期包括運営委託契約書（案）の第 61 条第 2 項第 1 文は、（該当する特許権等がある場合において）サービス対価には、特許権等の実施権等に対する対価も含まれていることから、受注者は、サービス対価とは別に、特許権等の実施権等に対する対価を請求することはできないことを規定したものです。第 61 条第 2 項第 2 文は、発注者が、受注者に対して特許権等を実施又は使用させる場合の規定であり、かかる場合について、発注者は、受注者に対して、当該特許権等の実施又は使用許諾の対価を請求いたしません（サービス対価から減額するものでもありません。）。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
237	長期包括運営委託契約書（案）	23	61	2					知的財産権の帰属等	前質問の理解が正しい場合、発注者の「特許権等の実施権等に対する対価」をご教示ください。	第 61 条第 2 項第 2 文に関するご質問と理解いたしました。同文は、発注者が、受注者に対して特許権等を実施又は使用させる場合の規定であり、かかる場合について、発注者は、受注者に対して、当該特許権等の実施又は使用許諾の対価を請求しないことを規定したものです。
238	長期包括運営委託契約書（案）	25	64						著作権を侵害するものでないことの保証	一般的に、製作物などに、当事者以外の第三者の著作物が含まれているかどうかを確認できない場合があることから、本条の削除を要望します。	第三者の有する著作権を侵害していないことは当然に受注者が保証する必要があると考えられるため、原文のとおりとします。
239	長期包括運営委託契約書（案）	25	66	3					秘密情報の開示相手	相手方の承諾を要することなく秘密情報を開示できる者として、「受注者の親会社および子会社（会社法第 2 条に定める「親会社」および「子会社」とする。）の役員および従業員」を加えていただくよう、要望します。	原案のとおりとします。受注者の親会社や子会社の役員・従業員への開示が必要な場合にはその必要性を踏まえて県の事前承諾を得てください。
240	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3	(1)					物価変動等の指標	人件費の物価変動指標について、「時系列第 1 表 賃金指数/現金給与総額（事業所規模 5 人以上）」（厚生労働省）をご検討いただけないでしょうか。「時系列第 6 表 実質賃金指数/現金給与総額（事業所規模 5 人以上）」は、物価上昇を加味した指標につき、賃金上昇が物価上昇に追いついていない昨今の状況を踏まえると、名目賃金指数である時系列第 1 表のほうがふさわしいと考えます。	ご意見を踏まえて、県として適正な人件費支払いが必要であることを鑑み、毎月勤労統計調査「時系列第 1 表 賃金指数/現金給与総額（事業所規模 5 人以上）」（厚生労働省）を用いることとし、長期包括運営委託契約書（案）を修正し、技術対話終了後に公表します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
241	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3	(1)					物価変動等の指標	電気料金の物価変動指標について、全国的な指標ではなく地域性が反映されるべきと考えます。本件管内となる中部電力等の料金変動を反映させる指標をご検討いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、地域性を考慮した指標（例：消費者物価指数 東海地方／光熱・水道／電気代）も検討しましたが、事業者及び県の双方に公平なリスク分担の観点から原案の指標を採用することが適切と考え、原案のとおりとします。なお、原案では「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」としていますが、小類別を追加して「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道／電力」と長期包括運営委託契約書（案）を修正し、技術対話終了後に公表します。
242	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3	(1)					物価変動等の指標	ガス料金の物価変動指標について、全国的な指標ではなく地域性が反映されるべきと考えます。本件管内となる静岡ガス等の料金変動を反映させる指標をご検討いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、地域性を考慮した指標（例：消費者物価指数 東海地方／光熱・水道／ガス代）も検討しましたが、事業者及び県の双方に公平なリスク分担の観点から原案の指標を採用することが適切と考え、原案のとおりとします。なお、原案では「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道」としていますが、小類別を追加して「消費税を除く国内企業物価指数／電力・都市ガス・水道／都市ガス」と長期包括運営委託契約書（案）を修正し、技術対話終了後に公表します。
243	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3	(1)					物価変動等の指標	委託費の物価変動指標について、「時系列第6表 実質賃金指数/現金給与総額(事業所規模5人以上)」は、物価上昇を加味した指標につき、賃金上昇が物価上昇に追いついていない昨今の状況を踏まえると、今後もマイナス傾向となるリスクがあります。他指標をご検討いただけないでしょうか。	ご意見を踏まえて、県として適正な人件費支払いが必要であることを鑑み、毎月勤労統計調査「時系列第1表 賃金指数/現金給与総額(事業所規模5人以上)」(厚生労働省)を用いることとし、長期包括運営委託契約書（案）を修正し、技術対話終了後に公表します。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
244	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3	(1)					物価変動等の指標	委託費の物価変動指標について、国土交通省「建築保全業務労務単価」（静岡近郊県；保全技術員、清掃員それぞれの日割基礎単価）をご検討いただけないでしょうか。委託費の主要な構成は、協力企業等へ支払う保全や清掃に係る労務費が多く占めているため、様々な業種を対象におしなべられた毎月勤労統計調査は実態にそぐわないと考えます。	委託費の内容は多岐にわたり、特定の職種に係る物価変動指標を用いることは適切でないと考えるため、原文のとおりとします。
245	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3	(1)					物価変動等の指標	物価変動の算定については、指標を用いて算出していることから、実際の事業者の支出額との乖離が発生することが想定されます。そのため、実態を踏まえた指標の見直しを協議できる旨、規定いただけないでしょうか。	原文のとおりとしますが、当該物価変動指標を用いることが明らかに適切ではないと県が判断する場合において協議に応じます。
246	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3						総則	サービス対価の見直しは各年度 3 月に行うことされていますが、見直しの条件に適合した場合、令和 7 年度分のサービス対価の見直しも令和 7 年 3 月に行うものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
247	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3	(1)					物価変動等の指標	各指標が公表されるには通常 2～3 ヶ月の遅れがありますが、見直し時に公表されている最新の指標を使用するという理解でよろしいでしょうか。その際「速報値」は除外することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
248	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3	(1)					物価変動等の指標	物価変動等の指標として人件費および委託費には「毎月勤労統計調査「時系列第6表 実質賃金指数/現金給与総額（事業所規模5人以上）」が適用されていますが、当該指標は名目賃金を消費者物価指数で除して算出しているため実際の人件費等の変動を表していないものと思料します。よって、本事業の人件費等の指標として不適切であることから、本指標を「毎月勤労統計調査「時系列第1表 賃金指数/現金給与総額（事業所規模5人以上）」に変更いただくようお願いいたします。または、指標として事業者提案を認めて頂けないでしょうか。	ご意見を踏まえて、県として適正な人件費支払いが必要であることを鑑み、毎月勤労統計調査「時系列第1表 賃金指数/現金給与総額（事業所規模5人以上）」（厚生労働省）を用いることとし、長期包括運営委託契約書（案）を修正し、技術対話終了後に公表します。
249	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3	(1)					物価変動等の指標	物価変動等の指標は通常、基準年が5年程度で更新されます。本事業期間に基準年が変更になった場合、変更後の新基準を適用するのか、旧基準を適用するのかご教示ください。	基準年が変更となった場合には新基準を適用します。
250	長期包括運営委託契約書（案）別紙	30	3	(1)					物価変動等の指標	上記質問について、新基準を適用する場合、旧基準から新基準への変換が必要となると思料します。変換方法をご教示ください。	基準年が変更となった場合、基準年における旧基準と新基準の年平均指数の比を用いることにより、旧基準の指数を換算します。
251	長期包括運営委託契約書（案）別紙	31	3	(2)					指標の変化率計算における指標Aについて	指標Aは「見直し時における最新の指標（直近12ヶ月の平均値）」となっていることから、指標の公表の遅れが2ヶ月あると仮定すると、具体的には各年度1月から12月までの平均値という理解でよろしいでしょうか。	2月末時点で公表されている最新のデータが前年の12月である場合には、ご理解のとおりです。

ふじさん工業用水道事業 新ポンプ場整備を伴う包括民間委託事業（更新支援型）入札公告書類（参加資格確認関連以外）に関する質問・意見に対する回答

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
252	長期包括運営委託契約書（案）別紙	31	3	(2)					指標の変化率計算における指標 B について	指標 B は「この契約の締結時の指標（直近 12 ヶ月の平均値）」となっていることから、指標の公表の遅れが 2 ヶ月あり、契約締結が令和 6 年 8 月と仮定すると、具体的には令和 5 年 7 月から令和 6 年 6 月までの平均値で固定された常に不変の値という理解でよろしいでしょうか。	原案のとおり、契約締結時において令和 5 年 8 月から令和 6 年 7 月までの指標が全て公表されていない場合であっても、令和 5 年 8 月から令和 6 年 7 月までの平均値とします。
253	長期包括運営委託契約書（案）別紙	31	3	(3)					計算式における X について	X については「この契約の締結時における当該会計年度の翌会計年度以降のサービス対価」とされていますが、具体的には契約時に定めた令和 7 年度分のサービス対価で固定される常に不変の値という理解でよろしいでしょうか。	X は令和 7 年度分に限らず、契約締結時に定まる会計年度ごとのサービス対価となります。